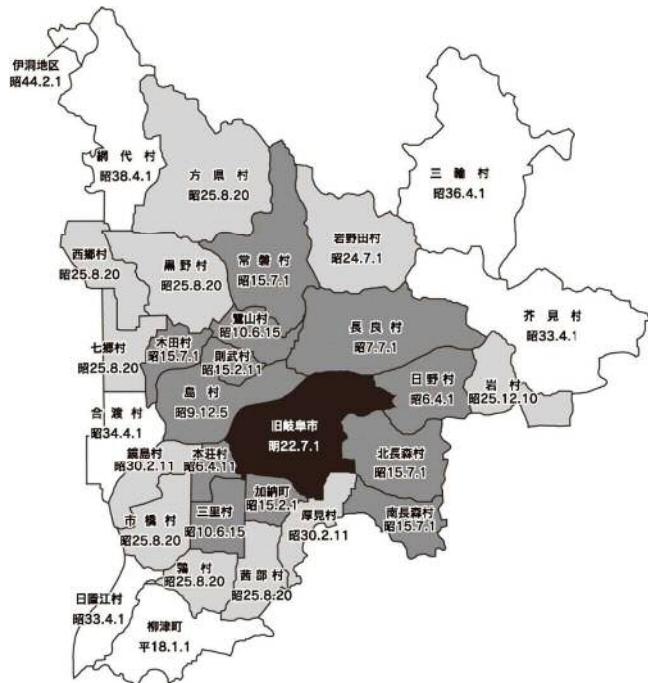


I 岐阜市の概況

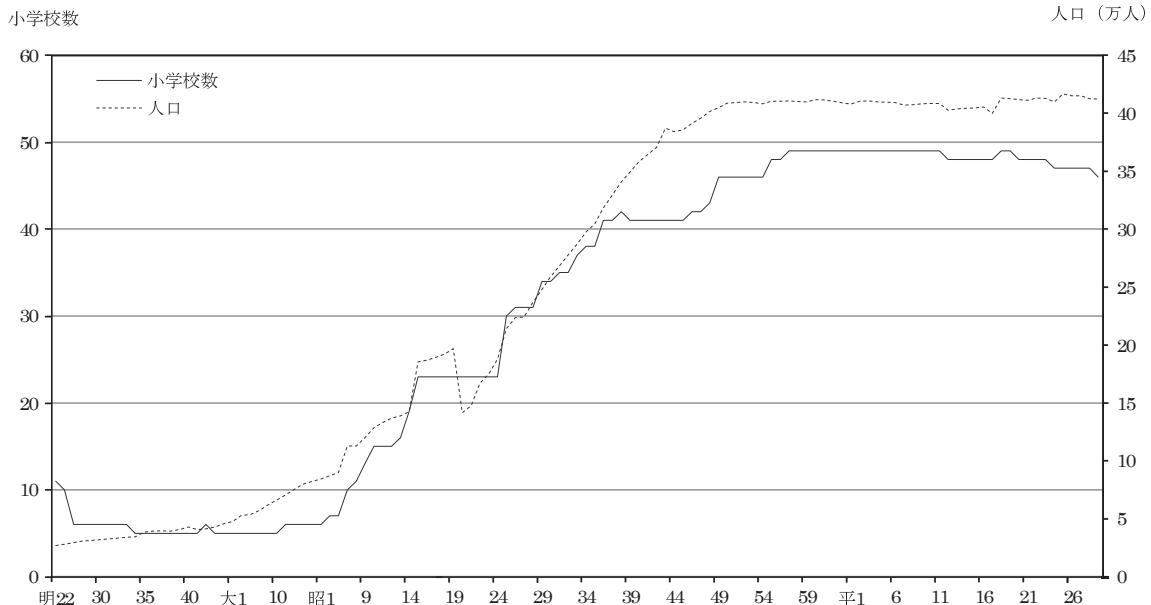
1 市勢の発展

この地は、木曾、長良、揖斐の3大河川の沖積土によってできた肥沃な濃尾平野の北部に位置し、北部から東部にかけての台地上で先土器時代の遺物が発見されています。縄文・弥生・古墳時代の遺跡は南部の低湿地を除き、市内全域に広がっています。

平安時代には東大寺領の広大な荘園が南部一帯にありました。室町時代に入り土岐頼遠がこの地を治め、つづく土岐頼康の時代には美濃、尾張、伊勢3国の守護職を兼ねて革手城を築きました。その勢力は細川、斯波、畠山の三管領を凌駕したともいわれています。守護土岐氏は、戦国時代に入って斎藤道三によって追放されました。道三は稲葉山城を改築して美濃一国の太守として君臨し、斎藤氏は三代にわたり美濃を支配しましたが、後に織田信長によって稲葉山城を攻め落とされました。信長はこの地を拠点にして天下に霸をとなえ、「岐阜」の名を全国に広めました。



▼小学校と人口の推移



2 地勢

本市は、直線で東京から270km、大阪から140km、名古屋からは約30kmの距離にあり、わが国のほぼ中央部の岐阜県南部に位置しています。

地勢的には木曾・長良・揖斐川によって作られた濃尾平野（沖積平野）の北端、長良川の緩扇状地帶上にあり、海拔高度は平地部の北部で約60m、南部で5m、そして中央部においては約10mで、長良川畔には金華山（329m）がそびえています。

なお、海拔高度60m以下の平地は、市域の約60%を占めています。（市域202.89km²）

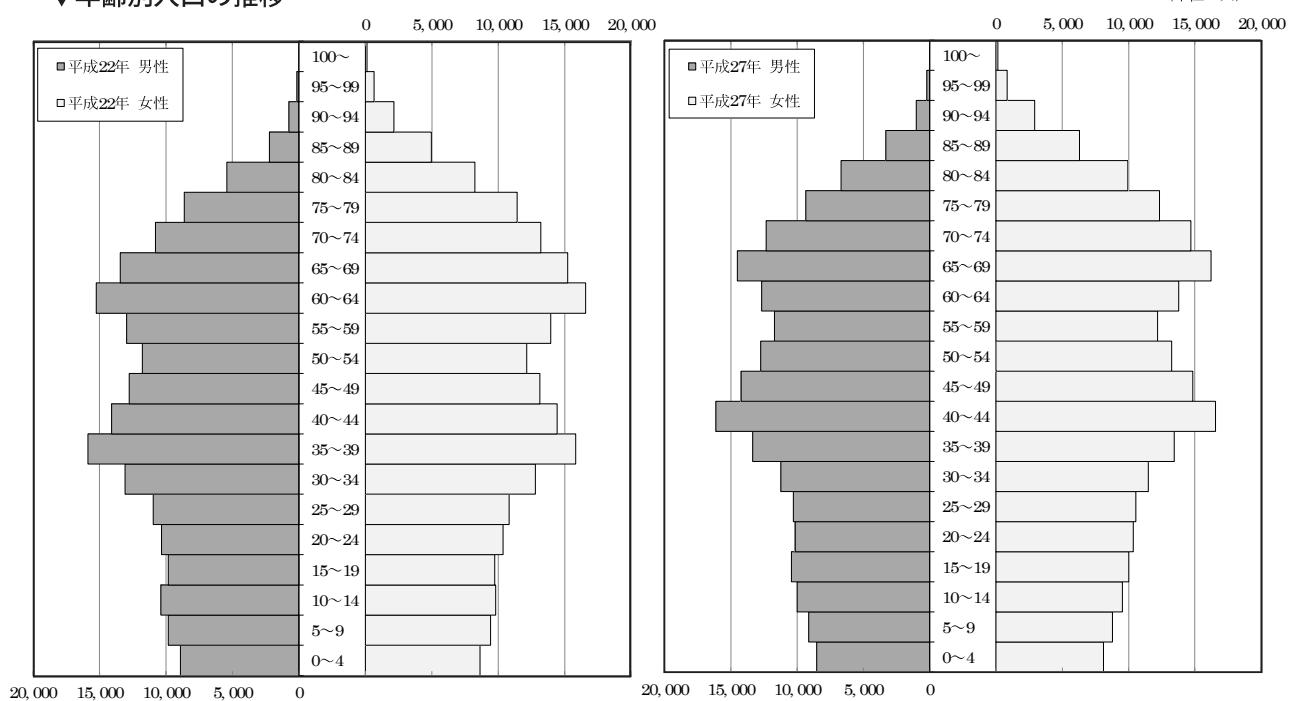
3 気候

本市の気候は、東海型の気候を示し、冬季は北西ないし西寄りの風が強く、降水量は少なくて温暖、夏季は南寄りの風が強く、著しく高温多湿です。

4 人口の推移

大正 9年（第1回国調）	62,713人	昭和 45年（第11回国調）	385,727人
大正14年（第2回国調）	81,902人	昭和 50年（第12回国調）	408,707人
昭和 5年（第3回国調）	90,112人	昭和 55年（第13回国調）	410,357人
昭和10年（第4回国調）	128,721人	昭和 60年（第14回国調）	411,743人
昭和15年（第5回国調）	172,340人	平成 2年（第15回国調）	410,324人
昭和20年（終戦の年）	141,518人	平成 7年（第16回国調）	407,134人
昭和22年（第6回国調）	166,995人	平成 12年（第17回国調）	402,751人
昭和25年（第7回国調）	211,845人	平成 17年（第18回国調）	399,931人
昭和30年（第8回国調）	259,047人	平成 22年（第19回国調）	413,136人
昭和35年（第9回国調）	304,492人	平成 27年（第20回国調）	406,866人
昭和40年（第10回国調）	358,190人		

▼年齢別人口の推移



※岐阜市年齢別人口統計表より抜粋

II 教育行財政

1 教育委員会



早川 教育長



川島 委員



中島 委員



足立 委員



武藤 委員



横山 委員

(平成29年6月1日現在)

職名	氏名	委員就任年月日	現任期
教育長	早川 三根夫	平成24年 4月 2日	平成28年10月20日から 平成31年10月19日まで
委員	川島 政樹	平成27年 8月 1日	平成27年 8月 1日から 平成31年 3月31日まで
委員	中島 由紀子	平成22年 3月29日	平成26年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで
委員	足立 佳代子	平成26年 7月 1日	平成26年 7月 1日から 平成30年 6月30日まで
委員	武藤 玲央奈	平成28年 1月 1日	平成29年 1月 1日から 平成32年 3月31日まで
委員	横山 正樹	平成28年 7月 1日	平成29年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで

岐阜市教育委員会委員定数条例（平成26年条例第35号）により、岐阜市教育委員会の委員の定数は5人と定められています。
(平成26年7月1日施行)

(1) 教育委員会とは

▼教育委員会の体制

地方公共団体が教育に関する事務を処理するにあたっては

1. 地方自治が尊重されること
2. 国、都道府県、市町村がそれぞれの役割分担を果たし、連携協力すること
3. 政治的中立を維持し、教育の安定性を確保すること
4. 住民の意思が反映されること

以上の4点が求められています。

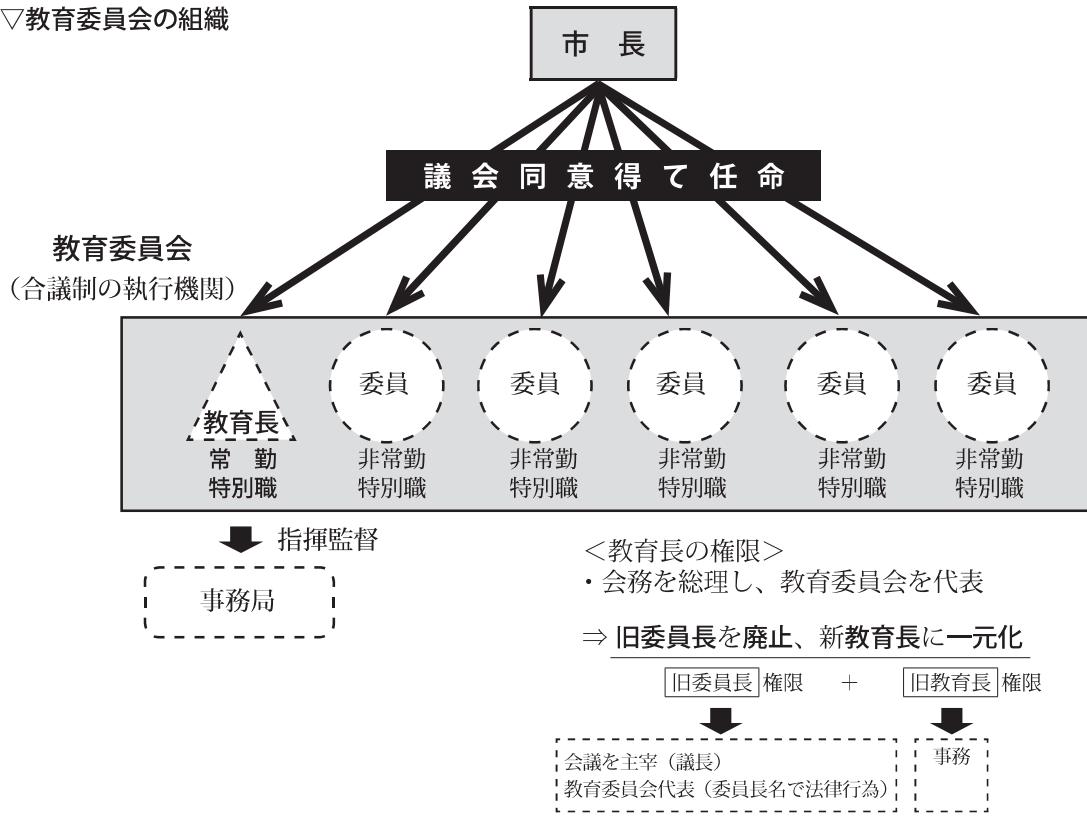
そこで、政治的中立を維持するとともに、地域に根ざした教育・文化の振興の実現を図るため、市長から独立した行政委員会、教育に関する事務を管理執行する合議制の執行機関として、教育委員会が設置されています。

▼教育委員会制度

教育委員会は、教育長と複数の委員から構成し、委員の有する様々な知見を活用することで効果的かつ適正な事務の執行を行っています。法令の定めにより、教育長の任命には、人格が高潔で教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命することとし、任期は3年とされています。

また、委員の任命については、人格が高潔で、教育・学術および文化に関し識見を有する者のうちから、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないよう配慮し、市長が議会の同意を得て任命することとし、任期は4年、定数は4人とされています。なお、委員定数については、各地方公共団体の条例で定めるところにより定数の変更が可能です。岐阜市教育委員会では、事務の執行にあたり、多様な分野から意見を聴取し、より良い施策の展開を図るために、定数を4人から5人へと増員しています。

▽教育委員会の組織



※ 平成27年4月に施行されました改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長は、市長から直接任命されることとなり、また、教育長と委員長が一元化されることになりました。

▼会議

▶定例会・臨時会

委員による会議を月に1回程度開催し、岐阜市の教育に関する重要な事項について審議し、その合議により決定しています。会議は、基本的に岐阜市内の教育施設で実施し、会議のほか児童生徒との懇談や教職員との意見交換、施設見学なども合わせて実施しています。このような会議のほか、緊急に会議を招集する必要がある場合は、臨時会を開催しています。

定例会や臨時会において審議されている主なものとしては、公立学校（大学を除く）その他の教育機関の管理、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材及び教職員の身分の取扱いに関する事務、社会教育・スポーツ等に関する事務などが挙げられます。

▶総合教育会議

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月1日から、すべての地方公共団体において総合教育会議を設置することとされました。同会議は地方公共団体の長と教育委員会により構成され、両者が協議及び調整して、より一層民意を反映した教育行政を推進していくこととされています。

本市では、かねてから、人こそが最大の資源であると考え、教育を行政経営の中心に据え、教育によって選ばれるまちを目指し、「子育て・教育立市」の旗を掲げ、市長と教育委員会が緊密に連携して、教育に関する施策を進めてきました。引き続き、総合教育会議における議論を通じて、市長と教育委員会との連携を深め、更なる「子育て・教育立市」を推進し、子育て、教育環境の充実・魅力向上に努めてまいります。

▼学校・園訪問

教育委員会事務局による学校・園訪問（以下、学校訪問）をすべての学校・園に対して計画的に実施し、各学校の状況を把握するとともに指導の在り方や施設管理など総合的に視察し、指摘や助言などを行っています。

一部の学校訪問においては、子どもの様子や教職員の指導、学校施設の管理状況などを確認するため、教育委員会委員が同席します。岐阜市の教育に関する重要な事項を審議する委員が学校や園の様子などを把握できる大切な機会であるとともに、学校や園にとっては、委員の有する専門的な知見から助言を受けることのできる重要な機会となっています。



❖学校訪問の様子（中学校）



❖学校訪問の様子（幼稚園）

▼教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、岐阜市長が策定する、岐阜市の教育に関する施策の目標や根本となるべき方針を示すものです。

この大綱の策定に当たっては、地方教育行政法第1条の3第1項の規定により、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項の規定に基づいて、国が策定した教育振興基本計画を参照しました。

（1）大綱策定の趣旨

（本市の取り組み）

本市は、資源の少ない我が国において“人こそが最大の財産”であると考え、平成18年度に、重点政策の基本方針に「知識社会への転換」を掲げて以来、常に「教育」を行政経営の中心に据え、子育て・教育によって選ばれるまち－「子育て・教育立市」に向けた取り組みを推進してきました。平成22年度からは、様々な場面で人が主役となり、人を中心とした「人間主義都市」の実現を目指し、人への投資を更に加速してきたところです。

具体的には、国に先駆けての小学校における英語教育の開始・教科化を端緒に、理数教育の充実、ICT教育の推進、市立全学校へのエアコン整備、岐阜市型コミュニティ・スクールなどを強力に推進してきました。また、究極の教育立市を標榜して、乳幼児から成人前までの全ての子ども・若者、保護者、教員を対象に、あらゆる悩み・不安を総合的・継続的に支援する、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”を設置し、本市の子育て環境の更なる充実に努めてきたところです。これらの時代を先取りした教育施策により、現在の本市において、子どもたちのハード・ソフト両面の教育環境は整いつつあると考えています。

（社会情勢）

一方で、私たちの社会の変化は非常に速く、米国の学者キャシー・デビッドソン氏が「2011年に米国的小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時、今はない職業に就く」と述べるように、将来の社会は、私たちの予想をはるかに超えたものに様変わりしている可能性が高いと言われます。

こうした変化の激しい時代にあって求められるのは、自ら、他人と力を合わせて、課題の解決に取り組む意欲と力を身に付けた人財（材）であり、本市は、常に、こうした人財（材）を育成するための「次の一手」を考えいかなければなりません。

（国の動向）

現在、国では、高等学校・大学教育、大学入試の選抜方法の改革の検討を進めており、高等学校・大学については、基本的な知識の習（修）得にとどまらず、課題の解決に向けて主体的に、他人と協働して学ぶ「アクティブ・ラーニング」の充実が、大学入試については、学力を多面的・総合的に評価するための大学入学希望者学力評価テスト（仮称）のあり方が議論されています。これに伴い、義務教育も大きく変わろうとしており、「アクティブ・ラーニング」を前面に出した学習指導要領が公示されました。

（大綱の策定）

こうした状況を踏まえ、この岐阜市教育大綱では、教育が「学び方」を重視したものに変わりつつある中で、これから時代を先取りして、子どもたちに変化の激しい社会を生き抜くのに必要な意欲と力を身に付けてもらうための教育が必要との考えに基づき、以下の基本方針を定めました。本市の子どもたちが、こうした意欲と力を身に付け、将来社会を逞しく生き抜いてくれることを望んでやみません。

（2）大綱の見直しについて

この大綱の策定後に、社会情勢の変化により、策定時には想定されなかった教育上の課題が新たに生じた場合は、迅速に大綱を見直していきます。

(3) 岐阜市教育大綱

(1) 基本方針

岐阜市は、地域・保護者の皆様とともに、
「夢と希望に満ちた未来の実現」に向け、
果敢に挑戦できる子どもを育みます

基本方針1 **自ら学ぶ意欲、個性を磨く意欲**を育む 主体性 個 性

○ 学ぶ意義を理解させ、楽しさを実感させることにより、
自ら積極的に学ぶ意欲、個性を磨く意欲を育みます。

☞ (施策の方向性)

- ▶ 実社会・実生活とつながる学びにより、学びへの興味・関心の芽を見出し
学ぶ意欲を育む。
- ▶ 自らの意思に基づき個性を磨こうとする意欲を育む。

基本方針2 **多様な人と協働し、考える力**を育む 協働性 思考力

○ 知識・技能の習(修)得とともに、
課題の解決に向けて他者と協働し、考える力を育みます。

☞ (施策の方向性)

- ▶ 対話・議論を通じて他者に共感し、多様な考えを尊重する力を育む。
- ▶ 習(修)得した知識・技能を活用して思考する力を育む。

基本方針3 **地域・社会と関わる意欲**を育む 社会参画意欲 地域への誇り

○ 地域・社会の課題に我が事として関わり、
地域・社会をより良くしようとする意欲を育みます。

☞ (施策の方向性)

- ▶ 地域・社会の中での学びを通じて、地域・社会の担い手としての自覚と、
地域・社会をより良くしようとする意欲を育む。
- ▶ 岐阜市の人財(材)・自然を活用し、地域・ふるさとを誇りに思う心を育む。

(2) 実施にあたっての姿勢

基本方針の実施にあたっては、

- ▶ 地域・保護者の皆様との**協働を進め**、
- ▶ 総合教育会議において定期的に関連施策の**成果を検証**するとともに、
- ▶ 特に子どもたちの教育に重要な役割を担う「**教員の指導力の向上**」に取り組みます。

2 歴代教育長・教育委員長

*のある者は、廃止された教育委員会法（昭和23年法律第170号）により公選された教育委員会委員です。

▼教育長

1 福本 厳次 *	S25.12.12～S26. 3.30	13 橋詰 俊郎	S 56. 6.22～S59.10.19
2 熊谷 誠三 *	S26. 4.12～S29. 3.31	14 浅野 勇	S59.10.20～S63.10.19
3 河出 修一 *	S29. 4. 1～S31. 9.30	15 浅野 勇	S63.10.20～H 4.10.19
4 河出 修一	S31.10. 1～S35. 9.30	16 浅野 勇	H 4.10.20～H 4.11.24
5 河出 修一	S35.10. 1～S39. 9.21	17 後藤 左右吉	H 5. 4. 2～H 8.10.19
6 深尾 正三	S39.10.20～S43.10.19	18 後藤 左右吉	H 8.10.20～H12. 3.31
7 深尾 正三	S43.10.20～S46. 9.30	19 安藤 征治	H12. 4. 2～H12.10.19
8 戸本 貢	S46.10. 7～S47.10.19	20 安藤 征治	H12.10.20～H16.10.19
9 戸本 貢	S47.10.20～S51.10.19	21 安藤 征治	H16.10.20～H20.10.19
10 戸本 貢	S51.10.20～S52. 5.18	22 安藤 征治	H20.10.20～H24. 3.31
11 宮浦 清美	S52. 5.18～S55.10.19	23 早川 三根夫	H24. 4. 2～H24.10.19
12 宮浦 清美	S55.10.20～S56. 5.19	24 早川 三根夫	H24.10.20～H28.10.19
		25 早川 三根夫	H28.10.20～H31.10.19

▼教育委員長

1 上野 文一 *	S25.12. 1～S26. 4. 5	36 根岸 秀典	S58. 3.23～S59. 3.22
2 森 太郎 *	S26. 4. 6～S26.10.31	37 根岸 秀典	S59. 3.23～S60. 3.22
3 森 太郎 *	S26.11. 1～S27.10.31	38 根岸 秀典	S60. 3.23～S61. 3.26
4 森 太郎 *	S27.11. 1～S28.10.31	39 廣瀬 弘夫	S61. 3.28～S62. 3.27
5 水谷 儀一郎 *	S28.11. 1～S29.10.31	40 廣瀬 弘夫	S62. 3.30～S63. 3.29
6 杉山 堅三 *	S29.11. 1～S30. 4.29	41 廣瀬 弘夫	S63. 3.30～H 1. 3.29
7 水谷 儀一郎 *	S30. 5.14～S30.10.31	42 廣瀬 弘夫	H 1. 3.30～H 2. 3.29
8 後藤 正一 *	S30.11. 1～S31. 9.30	43 廣瀬 弘夫	H 2. 3.30～H 3. 3.22
9 後藤 正一	S31.10. 1～S32. 9.30	44 由良 久美	H 3. 4. 2～H 3. 7.30
10 岩本 藤吉	S32.10. 9～S33.10. 8	45 宮浦 清美	H 3. 8.21～H 4. 8.20
11 渡辺鶴吉	S33.10. 9～S34. 9.30	46 宮浦 清美	H 4. 8.21～H 5. 8.20
12 森崎 利一	S34.10. 6～S35. 9.26	47 宮浦 清美	H 5. 8.21～H 6. 8.20
13 後藤 正一	S35. 9.27～S36. 5.21	48 宮浦 清美	H 6. 8.21～H 7. 8.20
14 森崎 利一	S36. 6. 3～S37. 6. 2	49 宮浦 清美	H 7. 8.21～H 8. 8.20
15 森崎 利一	S37.10.10～S38.10. 9	50 宮浦 清美	H 8. 8.21～H 9. 8.20
16 森崎 利一	S38.10.24～S39. 9.30	51 宮浦 清美	H 9. 8.21～H10. 8.20
17 正村 秀次	S39.12. 8～S40.10.22	52 宮浦 清美	H10. 8.21～H11. 7.30
18 岡本 茂	S40.11. 1～S41.10.31	53 市川 康平	H11. 8. 5～H12. 8. 4
19 小笠原 重二	S41.11. 1～S42.10. 9	54 市川 康平	H12. 8. 5～H13. 8. 4
20 小笠原 重二	S42.11. 1～S43.10.21	55 市川 康平	H13. 8. 5～H14. 8. 4
21 後藤 弘	S43.10.22～S44.10.21	56 市川 康平	H14. 8. 5～H15. 3.31
22 小笠原 重二	S44.11. 1～S45.10.31	57 川島 和男	H15. 4.28～H16. 4.27
23 小笠原 重二	S45.11. 1～S46.10.31	58 岡本 知彦	H16. 4.28～H17. 4.27
24 小笠原 重二	S46.11. 1～S47.10.31	59 岩田 恵司	H17. 4.28～H18. 4.27
25 小笠原 重二	S47.11. 1～S48.10.31	60 平井 花画	H18. 4.28～H19. 4.27
26 小笠原 重二	S48.11. 1～S49.10.31	61 平井 花画	H19. 4.28～H20. 4.27
27 小笠原 重二	S49.11. 1～S50.10. 9	62 平井 花画	H20. 4.28～H21. 4.27
28 太田 武夫	S50.11. 1～S51.10.31	63 岩田 恵司	H21. 4.28～H22. 4.27
29 太田 武夫	S51.11. 1～S52.10.31	64 岩田 恵司	H22. 4.28～H23. 3.31
30 太田 武夫	S52.11. 1～S53.10.31	65 後藤 敏彦	H23. 4.20～H24. 4.19
31 太田 武夫	S53.11. 1～S54. 3.22	66 後藤 敏彦	H24. 4.20～H25. 4.19
32 太田 武夫	S54.11. 1～S55.10.31	67 後藤 敏彦	H25. 4.20～H26. 4.19
33 太田 武夫	S55.11. 1～S56.10.31	68 後藤 敏彦	H26. 4.20～H27. 3.31
34 太田 武夫	S56.11. 1～S57.10.31	69 勝野 真吾	H27. 4. 1～H28. 3.31
35 太田 武夫	S57.11. 1～S58. 3.22	70 勝野 真吾	H28. 4. 1～H28. 5.23
		71 川島 政樹	H28. 5.24～H28.10.19

* H28.10.19 委員長を廃止

3 事務局等の機構

(1) 事務局

平成29年7月31日現在

（管理部門）	教育政策課 (教育長を含む)	20 (4)	政 策 係	教育施策の企画・調査・調整、教育委員会の点検・評価、事務事業の合理化見直し、市立幼小中高の設置・廃止・適正規模化、児童教育振興、教育委員会会議、事業評価、通学区域審議会、教育行政相談窓口、総合教育会議
			庶 务 係	予算・決算、庶務全般、寄附、私学振興
			管 理 係	市費職員の人事給与、後援、表彰、労務対策、文書の收受及び整理、公務災害事務
	教育施設課	11	建 設 ・ 計 画 係	教育施設の建設、諸補助金、調査・統計
			管 理 係	教育施設の営繕管理に関する契約・支払事務、教育施設用地、財産管理、土地管理、占用許可、登記
	学校指導課	18 (2)	教 職 員 係	教職員の人事、教員免許、公務災害等
			指 導 係	教科指導、特別支援教育、人権教育、コミュニティ・スクール、小中一貫教育、国際理解教育、小中一貫英語教育、生徒指導、教育相談、教育実習、図書館教育
			学 事 係	就学援助、学校基本調査、通学区域、転出入関連業務
	学校保健課	8 (8)	保 健 係	児童・生徒・教職員の保健安全等や学校の保健安全計画、環境衛生、児童・生徒の事故・災害に関すること
			給 食 係	学校給食に関すること
（事務部門）	社会教育課	16 (4)	社 会 教 育 ・ 公 民 館 係	家庭教育学級、視聴覚教育、PTA連合会、女性の会、人権教育推進、公民館の管理及び運営・指導、自治公民館の建設・修理補助
			文 化 財 ・ 市 史 編 さ ん 係	指定文化財、埋蔵文化財等の保存・保護と活用、文化的景観事業、市史編さん
			歴 史 遺 産 活 用 推 進 係	織田信長公居館跡発掘調査、信長学関連事業、史跡岐阜城跡の保存活用、日本遺産事業、鵜飼習俗総合調査
	青少年教育課	7 (6)	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 係	放課後児童クラブ
			青 少 年 教 育 係	青少年問題協議会、青年団体の助成・活動支援、家庭教育啓発、放課後子ども教室・放課後学びの部屋、青少年国際交流、成人式、青少年健全育成・非行防止、少年補導
	市民体育課	17 (1)	ス ポ ーツ 振 興 係	生涯スポーツ推進体制の確立、各種関連団体との連携
			ス ポ ーツ 支 援 係	競技力向上支援、F C岐阜の支援
			ス ポ ーツ 施 設 係	体育施設整備・運営
			高 校 総 体 推 進 室	H30 高校総体開催準備・推進

(2) 出先機関等

岐阜市教 育研究 所	7 (2)	情報・研修係	教職員研修、情報教育、教育情報センター事業、進路指導
岐阜市立岐阜 商業高等学校	4 (1)	庶務係	予算経理、庶務一般、学校図書館、施設管理
公民館50館	(103)		公民館講座、文化祭、生涯学習の推進
		管 理 係	庶務・経理全般、施設の維持管理
		事 業 係	事業、イベント、広報
		児童図書係	図書の選択、受入、整理、貸出及び読書相談、学校連携、児童の読書推進
		読書推進係	図書の選択、受入、整理、貸出及び読書相談、市民サークル、ボランティア、相互貸借、読書推進
		情報支援係	図書の選択、受入、整理、貸出及び読書相談、視聴覚資料の管理、システム、インターネット管理運営、情報支援
図 書 館	16 (59)	分 館	(17)
			分館の庶務管理運営、イベント、図書の選択、受入、整理、貸出及び読書相談、ファンションライブラリーの企画運営、視聴覚資料の管理
長良図書室	(2)		
東部図書室	(2)		
西部図書室	(2)		
長森図書室	(2)		
柳津図書室	(2)		
科 学 館	8 (7)	庶務係	予算・決算、庶務全般、窓口サービス、施設管理
		学芸係	科学講座、特別展、常設展
		天文係	プラネタリウム投映、天文の普及
歴史博物館	12 (3)	企画管理係	予算・決算、施設管理、販売品の開発管理、広報宣伝、庶務全般
		学芸係	総合展示・特集展示・企画展・特別展・原三溪記念室、各種講座の開催・管理、美術・民俗・考古・文献資料の収集・保存・調査・研究、ボランティア支援育成、学校連携
歴史博物館分館 加藤栄三・東一記念美術館	(3)		展示、収集、保存、研究
歴史博物館分室 原三溪記念室	—		展示、収集、保存
青 少 年 会 館	中央青少年会館 (9) ※北青少年会館 (4) ※東青少年会館 (4) ※青山青少年会館 (4) ※青少年ルーム (4)	6 (9)	施設の運営管理、庶務全般、地域の教育力向上支援、青少年教育相談、少年講座の開設、青少年団体の育成、社会教育関係団体や青少年の体育・公民活動の場の提供人権教育等
※少年自然の家	(14)		少年の集団宿泊施設、自然体験活動事業の開催
体 育 館	※市民総合体育館 ※南部スポーツセンター ※北部体育館 ※東部体育館 ※西部体育館 ※岐阜ファミリーパーク体育館 ※北西部体育館 ※岐陽体育館 ※体育ルーム ※もえぎの里多目的体育館	⑤ ② ⑤ ① ③ ② ② — ④ ③	各種大会の開催、一般利用の促進、社会体育指導
運動場	多目的運動場	(1)	社会体育活動
	スポーツ交流センター	(3)	施設の運営管理、スポーツを通じた市民交流の推進

() は嘱託等、○は指定管理者で外数を示す。 ※は指定管理施設





岐阜市教育委員会所管施設一覧

幼稚園

- 1 加納幼稚園 2 岐阜東幼稚園

小学校

1 岐阜小学校	13 加納小学校	25 七郷小学校	37 三輪北小学校
2 明郷小学校	14 加納西小学校	26 西郷小学校	38 網代小学校
3 徹明さくら小学校	15 則武小学校	27 市橋小学校	39 城西小学校
4 白山小学校	16 長森南小学校	28 岩小学校	40 藍川小学校
5 梅林小学校	17 長森北小学校	29 鏡島小学校	41 長良東小学校
6 華陽小学校	18 常磐小学校	30 厚見小学校	42 長森西小学校
7 本荘小学校	19 木田小学校	31 長良西小学校	43 芥見東小学校
8 日野小学校	20 岩野田小学校	32 早田小学校	44 岩野田北小学校
9 長良小学校	21 黒野小学校	33 且格小学校	45 長森東小学校
10 島小学校	22 方県小学校	34 芥見小学校	46 柳津小学校
11 三里小学校	23 茜部小学校	35 合渡小学校	
12 鶯山小学校	24 鶴小学校	36 三輪南小学校	

中学校

1 岐阜清流中学校	7 長良中学校	13 岐北中学校	19 藍川北中学校
2 岐阜中央中学校	8 島中学校	14 厚見中学校	20 長森南中学校
3 本荘中学校	9 岩野田中学校	15 青山中学校	21 東長良中学校
4 梅林中学校	10 精華中学校	16 陽南中学校	22 境川中学校
5 加納中学校	11 藍川中学校	17 藍川東中学校	
6 長森中学校	12 三輪中学校	18 岐阜西中学校	

特別支援学校 岐阜特別支援学校

高等学校 岐阜商業高等学校

公民館

※地図上に記載のない公民館は、小学校の敷地内又は近隣に所在しています。

1 三輪北公民館	14 城西公民館	27 木之本公民館	40 加納西公民館
2 三輪南公民館	15 黒野公民館	28 梅林公民館	41 柳津公民館
3 岩野田公民館	16 方県公民館	29 白山公民館	42 芥見公民館
4 岩野田北公民館	17 網代公民館	30 華陽公民館	43 芥見東公民館
5 長良公民館	18 西郷公民館	31 本荘公民館	44 芥見南公民館
6 長良東公民館	19 七郷公民館	32 三里公民館	45 岩公民館
7 長良西公民館	20 木田公民館	33 鏡島公民館	46 日野公民館
8 常磐公民館	21 合渡公民館	34 市橋公民館	47 長森北公民館
9 鶯山公民館	22 金華公民館	35 日置江公民館	48 長森南公民館
10 藍川公民館	23 京町公民館	36 鶴公民館	49 長森東公民館
11 則武公民館	24 明徳公民館	37 茜部公民館	50 長森西公民館
12 島公民館	25 徹明公民館	38 厚見公民館	
13 早田公民館	26 本郷公民館	39 加納東公民館	

博物館等

科学館

歴史博物館 分館 加藤栄三・東一記念美術館
分室 柳津歴史民俗資料室

中央図書館 分館 長良図書室 西部図書室 柳津図書室 東部図書室 長森図書室

中央青少年会館 北青少年会館 東青少年会館 青山青少年会館 青少年ルーム

少年自然の家

体育施設

1 市民総合体育馆	6 岐阜ファミリーパーク体育馆		
2 南部スポーツセンター	7 北西部体育馆	11 厚八運動場	15 島西運動場
3 北部体育馆	8 岐陽体育馆	12 柳津運動場	16 謙訪山運動場
4 東部体育馆	9 体育ルーム	13 高桑運動広場	17 則松球場
5 西部体育馆	10 もえぎの里 多目的体育馆	14 坂巻運動広場	18 スポーツ交流センター

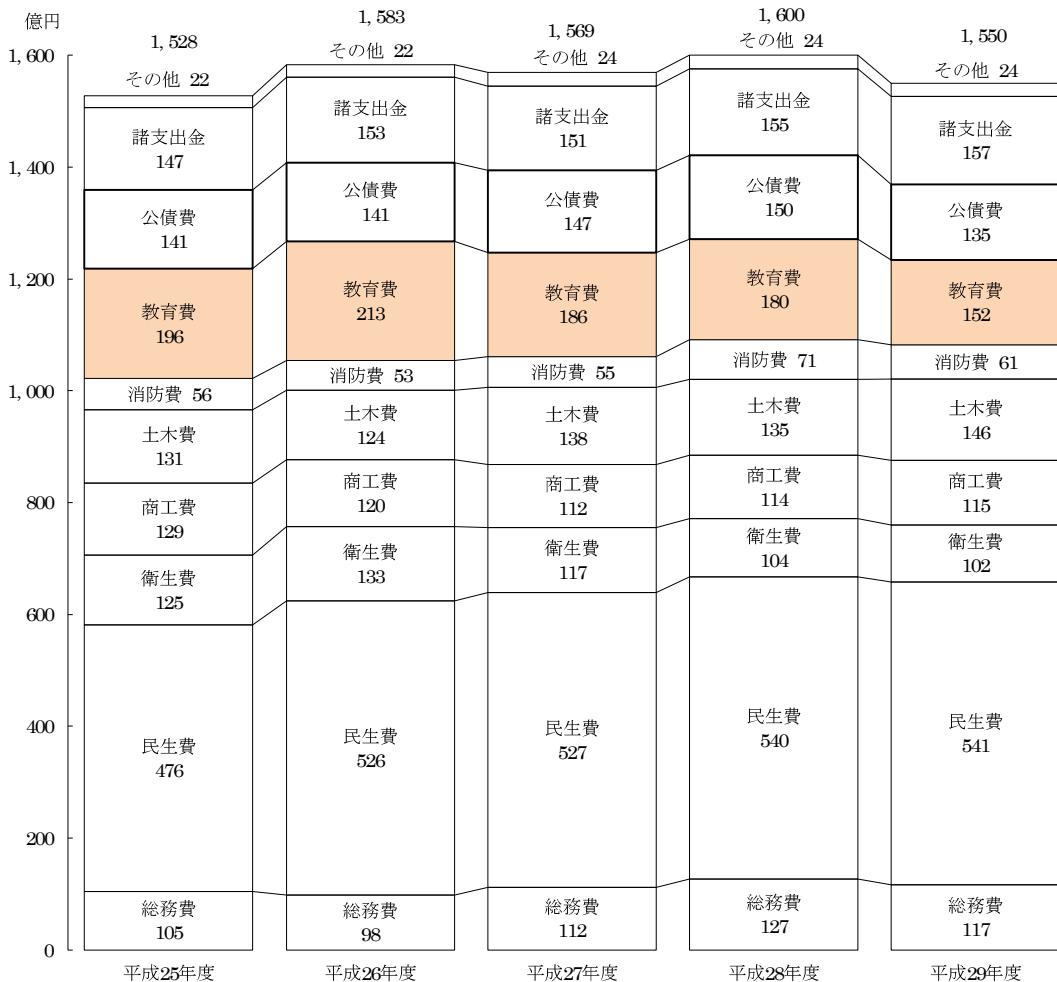
5 教育費

平成 29 年度の教育費予算の総額は、152 億 832 万 2 千円です。前年度予算 179 億 5,572 万 8 千円と比較すると、27 億 4,740 万 6 千円の減額であり、その減少率は 15.3% です。なお、教育費の一般会計に占める割合は、9.8% です。

▼教育費予算

【一般会計当初予算（目的別）の推移】

(単位：億円)



(単位：億円、構成比：%)

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		前年 比較
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	
総務費	105	6.9	98	6.2	112	7.1	127	7.9	117	7.5	△ 10
民生費	476	31.2	526	33.2	527	33.6	540	33.8	541	34.9	1
衛生費	125	8.2	133	8.4	117	7.5	104	6.5	102	6.6	△ 2
商工費	129	8.4	120	7.6	112	7.1	114	7.1	115	7.4	1
土木費	131	8.6	124	7.8	138	8.8	135	8.4	146	9.4	11
消防費	56	3.7	53	3.3	55	3.5	71	4.4	61	4.0	△ 10
教育費	196	12.8	213	13.5	186	11.9	180	11.3	152	9.8	△ 28
うち教育委員会費	173	11.3	191	12.1	163	10.4	156	9.8	126	8.1	△ 30
公債費	141	9.2	141	8.9	147	9.3	150	9.4	135	8.7	△ 15
諸支出金	147	9.6	153	9.7	151	9.6	155	9.7	157	10.1	2
その他	22	1.4	22	1.4	24	1.5	24	1.5	24	1.6	0
計	1,528	100.0	1,583	100	1,569	100.0	1,600	100.0	1,550	100.0	△ 50

【 教 育 費 予 算 】

項 目	H29 当初予算額 A	構成比	H28 当初予算額 B	構成比	対前年比	
					A - B	A / B
教育総務費	千円	%	千円	%	千円	%
	教育委員会費	8,314	0.05	8,677	0.05	△ 363
	事務局費	1,422,684	9.35	2,406,242	13.40	△ 983,558
小計	1,430,998	9.41	2,414,919	13.45	△ 983,921	59.26
小学校費	小学校管理費	1,596,188	10.50	1,762,765	9.82	△ 166,577
	小学校教育振興費	638,836	4.20	629,771	3.51	9,065
	小学校建設費	602,422	3.96	1,358,911	7.57	△ 756,489
	小計	2,837,446	18.66	3,751,447	20.89	△ 914,001
中学校費	中学校管理費	1,109,813	7.30	1,144,220	6.37	△ 34,407
	中学校教育振興費	485,505	3.19	567,747	3.16	△ 82,242
	中学校建設費	222,842	1.47	991,745	5.52	△ 768,903
	小計	1,818,160	11.96	2,703,712	15.06	△ 885,552
高等学校費	高等学校管理費	477,736	3.14	534,471	2.98	△ 56,735
特別支援学校費	特別支援学校管理費	253,470	1.67	388,541	2.16	△ 135,071
幼稚園費	幼稚園管理費	233,773	1.54	172,862	0.96	60,911
社会教育費	社会教育総務費	129,776	0.85	128,745	0.72	1,031
	文化財保護費	142,165	0.93	211,849	1.18	△ 69,684
	青少年育成費	791,529	5.20	808,556	4.50	△ 17,027
	青少年会館費	150,741	0.99	157,652	0.88	△ 6,911
	公民館費	421,366	2.77	393,745	2.19	27,621
	科学館費	190,526	1.25	389,559	2.17	△ 199,033
	図書館費	631,890	4.15	634,476	3.53	△ 2,586
	歴史博物館費	432,326	2.84	318,484	1.77	113,842
	小計	2,890,319	19.00	3,043,066	16.95	△ 152,747
保健体育費	保健体育総務費	2,125,476	13.98	2,118,786	11.80	6,690
	市民体育施設費	552,873	3.64	500,562	2.79	52,311
	小計	2,678,349	17.61	2,619,348	14.59	59,001
教育委員会費合計		12,620,251	82.98	15,628,366	87.04	△ 3,008,115
大学費	女子短期大学管理費	618,495	4.07	629,832	3.51	△ 11,337
	薬科大学管理費	1,969,576	12.95	1,697,530	9.45	272,046
	小計	2,588,071	17.02	2,327,362	12.96	260,709
教育費合計		15,208,322	100.00	17,955,728	100.00	△ 2,747,406
						84.70

6 教育振興基本計画

平成25年策定の教育振興基本計画を原文のまま掲載しております。

平成25年3月策定

岐阜市教育振興基本計画

目 次

1 岐阜市教育振興基本計画（平成25年度～29年度）の策定について

2 岐阜市教育振興基本計画（平成25年度～29年度）の体系について

3 岐阜市教育振興基本計画（平成25年度～29年度）の内容について

基本的方向性1 グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成

- 基本施策1 確かな学びの力を身に付けるための教育の推進
- 基本施策2 才能を見出し個を伸ばす教育の推進
- 基本施策3 子どもの豊かな心、健やかな体の育成
- 基本施策4 青少年が自ら「志」を育むための支援
- 基本施策5 一人ひとりのよさと可能性を伸ばす幼児教育の推進
- 基本施策6 子どもの「生きる力」を育成する教職員の資質向上への取組み
- 基本施策7 安全・安心な教育環境の整備

基本的方向性2 学びや育ちのセーフティネットの構築

- 基本施策1 子どもが将来遭遇するであろう危機や危険に対処する力を培う教育の推進
- 基本施策2 障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加を支援する教育の推進
- 基本施策3 経済的な困難を有する子どもへの就学支援
- 基本施策4 不登校やいじめなど学習や生活に困難を有する青少年への支援
- 基本施策5 放課後に子どもが安全で健やかに活動できる居場所の確保

基本的方向性3 地域コミュニティのもつ教育力の積極的活用

- 基本施策1 家庭・学校・地域を結ぶ「絆」の力による家庭教育の支援
- 基本施策2 子どもの豊かな育ちを創造し、地域の絆をつなぐ学校づくり
- 基本施策3 青少年の意欲向上と心・体相伴う自立の促進

基本的方向性4 「岐阜に生まれて、育って、住んでよかった！」と実感できる 生涯学習・スポーツの振興

- 基本施策1 質の高い文化、本物に触れる機会の提供
- 基本施策2 郷土に誇りと愛着を持つための伝統・文化の継承と活用
- 基本施策3 健康で豊かな生活を営むためのスポーツの振興

1 岐阜市教育振興基本計画（平成25年度～29年度）の策定について

教育基本法は、日本の教育の理念と原則を定める法律です。現行法は、平成18年に、様々な今日的課題を考慮して改正されました。同法第17条は、この理念の実現に向けて、政府に対して、教育振興施策を総合的に推進するための基本方針や施策を定めた基本計画（教育振興基本計画）を策定する義務を課すとともに、地方公共団体に対して、地域の実情に応じて、教育振興基本計画の策定に努める義務を課しています。

岐阜市教育委員会では、平成19年度に、平成20年度から24年度までの5年を期間とする、最初の教育振興基本計画「岐阜市の教育基本方針」を策定し、実施してきましたが、その計画期間が平成25年3月末に満了するため、今般、これまでの社会情勢の変化や課題を踏まえ、教育について識見を有する方々の助言を参考に、平成25年度から29年度までの5年を期間とする教育振興基本計画を策定しました。

2 岐阜市教育振興基本計画（平成25年度～29年度）の体系について

岐阜市教育振興基本計画（平成25年度～29年度）

基本的方向性1 グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成

- 基本施策1 確かな学びの力を身に付けるための教育の推進
- 基本施策2 才能を見出し個を伸ばす教育の推進
- 基本施策3 子どもの豊かな心、健やかな体の育成
- 基本施策4 青少年が自ら「志」を育むための支援
- 基本施策5 一人ひとりのよさと可能性を伸ばす幼児教育の推進
- 基本施策6 子どもの「生きる力」を育成する教職員の資質向上への取り組み
- 基本施策7 安全・安心な教育環境の整備

基本的方向性2 学びや育ちのセーフティネットの構築

- 基本施策1 子どもが将来遭遇するであろう危機や危険に対処する力を培う教育の推進
- 基本施策2 障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加を支援する教育の推進
- 基本施策3 経済的な困難を有する子どもへの就学支援
- 基本施策4 不登校やいじめなど学習や生活に困難を有する青少年への支援
- 基本施策5 放課後に子どもが安全で健やかに活動できる居場所の確保

基本的方向性3 地域コミュニティのもつ教育力の積極的活用

- 基本施策1 家庭・学校・地域を結ぶ「絆」の力による家庭教育の支援
- 基本施策2 子どもの豊かな育ちを創造し、地域の絆をつなぐ学校づくり
- 基本施策3 青少年の意欲向上と心・体相伴う自立の促進

基本的方向性4 「岐阜に生まれて、育って、住んでよかった！」と実感できる生涯学習・スポーツの振興

- 基本施策1 質の高い文化、本物に触れる機会の提供
- 基本施策2 郷土に誇りと愛着を持つための伝統・文化の継承と活用
- 基本施策3 健康で豊かな生活を営むためのスポーツの振興

3 岐阜市教育振興基本計画（平成25年度～29年度）の内容について

基本的方向性1

グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成

アメリカ・デューク大学の研究者キャシー・デビッドソン氏は、「2011年度にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に今は存在していない職業に就くだろう。」という予測をしていますが、現在の世界では、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報や様々な文化・価値観が国境を越えて流動化し、変化が激しく先行きは不透明と言われています。

BRICS（ブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカ）等新興国が台頭して国際競争が激化するなか、日本では円高が急激に進み、国内生産拠点を海外に移さざるを得ず、国際競争力を弱め、産業空洞化を生じるとともに、低成長、サービス産業の進展、終身雇用・年功序列といった雇用慣行の変化等により、失業率が上昇し、非正規雇用が拡大したとされます。

このように厳しく先行きが不透明な社会を生きる個人には、主体的に自身に必要な知識や能力を認識し、身に付け、それを多様な他者との関わりあいの中で応用、実践できる力を培うことが求められます。

物的資源が希少な日本の最大の資源は「人材」です。岐阜市は、一人ひとりがその個性と能力を最大限に発揮できるように、グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成に取り組みます。

●基本施策1 確かな学びの力を身に付けるための教育の推進

子どもが厳しく先行きが不透明な社会を生きていくためには、豊かな心、健やかな体とともに学びの力を身に付けることが必要となります。

学びの力は、①基礎的な知識・技能、②①を活用し、自ら考え、判断し、表現する力、③学習に取り組む意欲、の3つで構成されます。

岐阜市では、子どもがこの学びの力を身に付けるための**学力向上ぎふプラン**を作成し、国語、算数・数学について、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえて、学習指導法の改善とその実施に努めます。

具体的には、学校は子どもの習熟度に応じた学習指導を行い、補充的または発展的な指導にも取り組むこととします。特に①が十分に身に付いていないと思われる子どもに対しては、躊躇したところまで戻り学び直す、**習熟度別少人数学習**を実施するとともに、②については、問題解決的な学習の研究と実施に積極的に取り組みます。また、デジタル教科書や電子黒板といった**ICT**（情報通信機器）**を活用**して、子どもが学びの力をより容易に身に付けることができるようわかりやすい授業を提供するとともに、コミュニケーション能力を高める取り組みにも努めます。なお、コミュニケーション能力とは、様々な価値観や背景を持つ人々で構成する集団において、相互の関係を深め、共感しながら、人間関係やチームワークを形成し、正解のない課題や未経験の問題について、対話と情報共有を行い、自ら深く考えるとともに相互に考えを伝え、深め合いつつ合意形成・課題解決する能力を言いますが、このコミュニケーション能力を高める取り組みとして、基本施策3でも述べるワークショップの開催等を実施します。

学びの力を確かなものとするには、子どもの発達段階に応じた**体験学習**が重要です。

体験学習とは、現実の世界と体全体を使って実際にかかわる体験により外界の事物事象を学ぶ学習方法を言います。

体験には、直接、対象に体で触れたり、かかわったりする「直接体験」、写真やビデオなどを通して見たり聞いたりする「間接体験」、模型やシミュレーションなどを通して関わる「疑似体験」があり、インターネットなど情報化社会の進展に伴い、直接体験が減少し、間接体験や疑似体験が増加してきたところです。

子どもの学びの過程は、先の学びの力の理解に基づき、次の3つに分けることが可能です。

- A 体験（Bの土台となるものです。）
- B Aの概念化（上記の学びの力の①に相当します。）
- C 実践（Bを現実の世界で活用、応用するもので、学びの力の②に相当します。）

間接体験や疑似体験による学びは、AからでなくいきなりBから始めることとなります。その学びは現実の世界（A）と結びつかない抽象的なものですから機械的暗記に頼らざるを得ず、ともすると忘れやすく使いものにならないと言われることがあるように、身に付けること（B）、活用すること（C）が困難になります。

現在の社会情勢は厳しく先行きが不透明ですが、これから教育は、子どもに困難に立ち向かい、社会を生き抜く力を育むものでなくてはなりません。そこに、直接体験を大事にして、学びの力を確かなものにする必要性が存在します。

岐阜市は学校内外で、子どもが学びの力を培い、将来グローバルな世界と現実感をもって関わることができますように、直接体験による体験学習の機会の提供に努めます。

また、岐阜市では、多様化、複雑化する学校教育の課題に対応するため、複数の学校段階間で連携して解決に当たります。

まず、幼稚園、保育所と小学校における教育については、小学校区の幼稚園、保育所（園）、小学校が連携し、小学校内で子ども同士の交流を行い、保育士・教職員間での子どもに関する情報を共有し、教育課程の相互理解を進めるほか、小学校でのスタートカリキュラムの充実等を図るなど、小1プロブレム（小学校入学後の児童が学校生活になじめず、授業中に勝手に歩き回る、教員の話を聞かない等の問題）を解消し、幼児が小学校生活に円滑に接続できるよう**幼保小連携**に努めます。

また、小学校と中学校における教育については、ともに義務教育の一環を形成するもので、学習指導や生徒指導において互いに連携し、中1ギャップ（児童が小学校から中学校へ進学した際に、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、問題行動を起こす事態）解消等の課題解決と教育の質的向上を図ることが望まれます。

岐阜市では既に**小中一貫教育**に着手していますが、指導内容の一貫に関しては「学び方」に重点を置いており、各教科の系統的な指導にまでは至っておらず、また、運営方法の一貫に関しては、教職員・子どもの交流に留まっていますので、新たに、義務教育9年間を見通した教科等指導計画の作成、パイロットスクールとしての研究校指定を実施して、中学校区間での一貫性を強化し、義務教育9年間を通して子どもに確かな学びの力を身に付ける取り組みを推進します。なお推進にあたっては、中学校区ごとにリーダーとなる校長を選出し、小中一体となった連携を図ります。

●基本施策2 才能を見出し個を伸ばす教育の推進

すべての子どもは皆それぞれ生まれながらに素晴らしい才能を持っています。そして子どものなかには、その子ならではの才能や創造性を持つ子どもがいます。いずれも皆損なわれることなく尊重され、伸ばす場と環境を与えられなければなりません。

岐阜市は、学校内外においてこうした才能や創造性の花を咲かせる場と環境を提供し、大事に育てる取り組みを行います。

具体的な取り組みとして、

◆英語教育に関して、小学校では、「小学校卒業段階で英語を使って簡単な会話やふるさと自慢をすることができます」ことを目標に、EF（英語活動指導協力員）やALT（外国語指導助手）を派遣して、英語教育を実施する**岐阜発「英語でふるさと自慢」**を実施しています。中学校では、各校にALTを派遣し、日本人教職員とともにコミュニケーション能力の育成を図ります。小学校上級生と中学校に同じALTを派遣し小中一貫の英語教育を実施します。

◆子どもの理数離れ、理数嫌いが言われていますが、私たちは生きていく上で、科学的・技術的な判断を専門家のみに任せるのは適当ではありません。すべての人が生涯を通じて科学的な視点からものを見、考えることができるようになることが求められます。

理数教育に関して、様々な特色ある取り組みを行います。学校にあっては、**理科授業魅力アップ**として、小中学校の実験器具を充実させるとともに、小学校に理科支援員を配置します。また、新たに小学校に理数科教育の支援員を配置し、**STEM教育** (STEMはScience（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）の略称。) を推進し、児童の理数科力アップを図ります。**児童生徒科学作品展**では、児童生徒による科学作品の展示を行い、優秀作品を製作した児童生徒にはぎふっ子ノーベル賞を授与します。

学校外にあっては**岐阜科学塾**を開催し、科学に興味を持つ小中学生を対象に、大学やものづくり企業等の最先端の研究、技術に触れる機会を提供し、将来の科学界のリーダー育成を狙います。

◆文化、芸術分野では、**岐阜市展「少年部」**を開催し、幼稚園・保育所（園）児、小中学生に美術・書写表現を通して表現力を育ませるとともに、**小中学校連合音楽会**を開催し、児童生徒の音楽的な感性や能力を養います。

◆スポーツ分野では、**学童記録会**（小学校5、6年生の水泳、陸上競技大会）、**スポーツ少年団支援、部活動社会人指導者派遣**（地域の社会人が中学校部活動を指導。）、**ゴールデンジュニアスポーツプラン**（専門的な指導者による小中学生スポーツ指導。競技人口が多い軟式野球、サッカー、剣道等のほか、比較的小ないホッケー、フェンシング等についても実施。）等を実施し、児童生徒の競技力向上を図ります。

◆学校において、児童生徒一人ひとりの個性を育むことを目指して、「総合的な学習の時間」を中心に、地域の方々の協力も得ながら**特色ある学校づくり**事業を実施します。

◆岐阜市立学校だけでなく、**私学振興**として、岐阜市内の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校を運営する学校法人の特色ある学校（園）づくりを助成します。

●基本施策3 子どもの豊かな心、健やかな体の育成

子どもが、厳しく先行きが不透明な社会を生きていくためには、学びの力だけでは不十分で、豊かな心、健やかな体が必要となります。

まず、子どもの「豊かな心」の育成については、子どもが、他者、社会、自然・環境との関わりの中で、これらとともに生きる自分への自信を持ち、自らの将来や人間関係に希望を持てるよう、学校教育において、コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤である**言語活動や体験活動**の充実を図ります。このうち言語活動に関して、読書は児童生徒が学びの力を身に付け豊かな心を育むのに有意義であることから、学校図書館の積極的な活用を図ります。中学校においては、人間関係形成や克己心を学ぶことができる**学校部活動**への参加を推奨します。

また、子どもに、挨拶や整理・整頓等の基本的な生活習慣を確立させた上で、社会生活を送る上で人間として備えるべき最低限の規範意識、生命・自然を大切にする心、お互いのよさと可能性を大切にして他人を思いやる優しさ—この規範意識、心、優しさは、「いじめや差別を許さない」という決意の源泉にもなります—、これらを外部に向かって実践する行動力を身に付けさせるため、**道徳・人権教育**の実施に力を入れます。

なお、「実践する行動力」を身に付けるための方法として、学校内の空き教室を利用して、子どもが自らテーマを設定し、皆で議論して解決を図る**ワークショップ**の開催が有効です。各学校においてこうした取り組みを進めます。

<平成24年9月岐阜市議会 いじめ問題に関する早川三根夫教育長答弁>

学校には個性豊かな子どもたちが集まっています。お互いの個性をぶつからせながら子どもたちは成長していくわけです。多くの個性とぶつかり響き合うほど個性は豊かになっていきます。そして、その響き合いの中で優越感や劣等感を感じるということは普通のことだと思います。しかし、その周辺には、**うらやましいとか、さげすんで見るという意識**が存在しています。それは、時としていじめにつながってしまいます。**その意識を乗り越え、一人一人は違う、しかし、みんな価値がある**ということを教えることこそが教育であります。

いじめがあると気づく場面はさまざまですが、今の子どもたちの示す様相は情報機器の発達もあり、よりわかりにくくなっています。しかし、だからといって手をこまねいていてはいけません。岐阜市内すべての公立小中学校では、学校によって表現の違いはありますが、以下の4点を2学期の始業式に校長から子どもや保護者の約束ということで表明し、実践しております。

まず1つ目に、**意味あることに頑張る子を先生たちは精いっぱい応援する**。2つ目に、**頑張る子の足を引っ張る子には、先生たちはみんなで指導する**。3つ目に、**困ったら一番相談しやすい先生に相談しなさい**。4つ目に、**相談されたらその日のうちに問題解決に立ち向かう**ということです。これを校内の体制として真摯に実践すれば、いじめが起きた場合でも速やかに対応できるものと考えています。

次に、子どもの「健やかな体」の育成については、まず、人間のあらゆる活動の源である体力を、子どもの時期からしっかりと身に付けていくことが重要であると考えます。

文部科学省の体力・運動能力調査及び学校保健統計調査によると、過去に比べて子どもの体格は向上しているものの、体力・運動能力は低い水準にとどまっています。その主な原因は、①外遊びの減少、②交通の利便化等の生活環境の変化、③食生活等の生活習慣の乱れ、と考えられます。

①②については、子どもが運動を好きになり体力や運動能力を向上できるように、**体力向上ぎふプラン**を実施し、小学校では楽しみながら体力を高める運動遊びに取り組ませるとともに、中学校では新たな種目の普及を進め、自分に適した運動を選択できる環境を整えます。

また、学校体育のほか、**運動部活動、スポーツ少年団活動**等の場で体力を養わせるとともに、ぎふ清流国体等で活躍した選手や指導者等を招聘して、競技力の向上を図ります。

③については、学校給食等の機会を捉えて、食への興味・関心を高め、生涯を通じて健康な生活を送るための基礎となる食に関する自己管理能力を育てる**食育**とともに、**小児生活習慣病予防対策**として、児童生徒とその保護者を対象に生活習慣病の予防啓発を、小学校5年生の希望者を対象に血液検査（総コレステロール、中性脂肪、尿酸）と学校医等による指導を、それぞれ実施します。

●基本施策4 青少年が自ら「志」を育むための支援

青少年が将来への「夢」「志」を持つことによって、自身が充実した人生を送るとともに、社会の活力を増すことが可能となります。最近の社会・経済情勢は厳しく、青少年が、将来への「夢」「志」を保持していくことが困難な状況にあります。

岐阜市では、「夢」から一步進んだ「志」、世のため人のために役立ちたいという自発的な気持ちを育成する取り組みを進めます。

具体的な取り組みとして、

◆児童生徒に、社会に尽くした先人が残した優れた業績とそれを生み出した精神を紹介し、自らを向上させ、よりよく生きたいという気持ちを育みます。

◆児童生徒が「働くことの喜び」「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路の見通しを持ち、その実現を目指して学校での生活や学びに意欲的に取り組むこと、「学校から社会・職業へ

の移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるよう、小中学校が地域と連携して**キャリア教育**を推進します。

<キャリア教育の例（平成23年度）>

- ・（木田小学校）市場リサーチをもとに豆乳を使ったオリジナル和菓子を開発。
- ・（精華中学校）「岐阜の風物詩」タオルを自分たちでデザインし、販売。
- ・（東長良中学校）種から育てた葉っぱたんに、市場調査商品品評会をもとに開発したオリジナルの飾りを付け販売。

- ◆中学生が、働くことの意味や厳しさ、喜びを実感し、自分を見つめ、将来に向けて何をすべきかを考えるように、「**キャリアチャレンジ** 職場体験学習を実施します。
- ◆岐阜商業高等学校生徒が体験実習として、仕入から販売までを自ら行う模擬店**市岐商デパート**を運営します。自ら課題を見つけ、考え、よりよく問題を解決する能力を育てるとともに、働くことの意義や尊さを認識させ、望ましい勤労観や職業観を育成します。
- ◆10歳（小学校4年生）で成人の2分の1にあたる**1/2成人式**を、14歳（中学校2年生）で**立志の集い**を実施します。1/2成人式では、生まれてから今日までを振り返り、自分への誇りと支えてくれた人への感謝の気持ちを育み、将来の自分に希望を持つ楽しさを教えます。立志の集いでは、職場体験や社会人の講演会等を通して、将来の具体的な生き方を考えさせて「志」を育みます。
- ◆**新成人を祝い励ます会**において、成人になることを祝い励ますとともに、大人としての自覚を持つことを支援します。
- ◆海外の人々との交流を通して国際理解を深めるとともに、青少年の夢や志の育成を図ることを目的として、岐阜市の青少年をアジアを中心とした国々に派遣し交流させる**青少年国際教育夢プロジェクト**、友好姉妹都市の中国**杭州市との交流**（訪日団受入及び訪中団派遣）を実施します。
- ◆岐阜市の教育、学術、文化の振興発展に貢献された方の功労をねぎらい、他の模範とする**教育功労者表彰**を実施します。

●基本施策5 一人ひとりのよさと可能性を伸ばす幼児教育の推進

幼児期は、心情・意欲・態度・基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児は生活や遊びを通して、情緒的・知的な発達や社会性を育み、人間として社会の一員として生きるための基礎を獲得していきます。

この幼児期に行われる幼児教育は、幼児の心身の健やかな成長を促す上で極めて重要ですが、その中でも幼稚園教育は、幼児教育の中核の役割を担うものであり、幼児の内面に働きかけ、一人ひとりの持つよさと可能性を見いだし、その芽を伸ばす取り組みが求められます。

岐阜市は、平成24年度末で4幼稚園を設置していますが、平成26年度までに2園を廃止し、平成26年度からは、加納、岐阜東幼稚園を拠点に、**幼児教育研究、子育て支援、特別支援**を強化した、幼児教育センター機能を持つ新しい幼児教育に取り組みます。その特色は下記のとおりです。

(1) より一層の幼児教育の推進を目的とした先進的な幼児教育の研究

- ① 幼児教育センターの機能をもつ加納、岐阜東がそれぞれ隔年で、県下の公・私立幼稚園、保育所（園）、大学に向けて、特色ある指導法・教育課程等に関する情報を発信し、関係者の資質向上を図る、市独自の取り組みを行います。
- ② 幼保小連携に関する取り組みとして、幼保小連携の意義を私立幼稚園・保育園に啓発するとともに、近隣の小学校と連携し、公私立幼稚園・保育所（園）の教職員を対象として、教科指導員、外部

講師等による夏期研修講座を実施します。

また、各小学校において就園児を対象に開催する調理体験教室「キッズトントン」のほか、小学校教職員による公私立幼稚園・保育所（園）訪問など、関係者の交流を進めていきます。

③岐阜大学・岐阜聖徳学園大学・東海学院大学・中部学院大学と連携し、教育実習生を受け入れて指導法・教育課程等に関する研究を進めます。

(2) 子育て支援

①加納、岐阜東の各園において、未就園児遊びの会を月2回開催し、子育て相談担当の教職員を配置して保護者を支援します。

②子育て相談・子育てネットワークの強化策として、加納、岐阜東の各園に担当者を配置して定期的に相談窓口を設けます。対応に当たっては、市保健センター、子ども家庭課、民生委員等の関係機関や地域の方々と連携を図り進めます。

③子育て講座、家庭教育学級を開設します。前者については、園長、教頭が、幼児の依存から自立への成長をテーマにした、市独自の親学講座を各学期1回実施し、父親の子育て参画の啓発を行います。

(3) 障がいがある等の特別なニーズに対する特別支援

基本的方向性2の基本施策2にも関わる事項ですが、ここで述べることとします。

①幼稚園ことばの教室の拡充

幼稚園ことばの教室とは、岐阜市在住の4、5歳児及び市立幼稚園在園の3歳児で、ことばの発音・発達が気になるとか、友達と一緒に遊ぶことが苦手なお子さんを対象とする通級指導教室で、市立幼稚園に併設しています。

近年、広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がいが多く把握されるようになりましたが、この発達障がいをできるだけ早期に発見し支援を行うことが重要です。

岐阜北、大洞の2園を廃園する一方、ことばの教室の需要増に対応して、加納幼稚園ことばの教室を3教室、岐阜北幼稚園跡に加納分教室ことばの教室を6学級の計9教室を増設し、全体で20学級を確保します。

②就学前の支援・発達支援の充実

ことばの教室担当者の中から特別支援コーディネーターを選任し、各園の教育相談委員会の運営に当たります。一人ひとりの教育ニーズに応じた実践を進めます。

また、平成26年度運営開始予定の（仮称）総合教育支援センターに、就学前の通級指導の窓口として幼児教育係を設置し、先述の市立幼稚園ことばの教室の対象年齢を4～5歳から3～5歳へ、福祉部所管の発達相談センターことばの教室の対象年齢も同様に3～5歳へ拡充し、途切れることなく支援を継続する体制の確保とことばの教室の一元化を図ります。

私立幼稚園・保育園との連携・相談については、（仮称）総合教育支援センターの就学前巡回相談員が、教職員、保護者、園児への対応を進めます。

●基本施策6 子どもの「生きる力」を育成する教職員の資質向上への取り組み

教育の成否は、教職員に対する児童生徒、保護者、地域からの信頼の確立にかかっており、そのために

教職員の資質向上を図る努力を欠くことはできません。

教職員には、子どもへの愛情を基盤とした、教職に対する高い倫理観と強い使命感、常に教員としての専門的力量の向上を求める心に加え、変化の激しい時代にあって子どもたちに「生きる力」を育むこと、同僚、保護者、地域、専門家等との連携、いじめや不登校といった困難な教育課題に対処する姿勢等が求められています。

教職員の資質向上を図るために、下記の取り組みを実施します。

◆**教育公表会**を実施し、教職員はもとより保護者、地域を対象として、岐阜市の教育施策の公表や、授業公開を含む特色ある教育活動の発表を行い、関係者で成果の共有を図ります。

◆**教育研究支援**として、自主的に学習指導方法の研究に取り組む教職員グループを支援するとともに、その研究成果の普及を図ります。さらに、自ら課題を設定し、研究を進めたいという意欲的な教職員を支援するため、**マイプラン研修制度**を設けて利用を勧めます。

◆**授業・評価改善**を図るため、各教科について高い専門性を有する教職員を評価改善委員に任命し、「指導と評価の計画」を作成して、全教職員へ普及します。

◆教育研究所において、教職を対象に体系的な**研修講座**を提供するとともに、教材の収集、作成、使用を支援します。

●基本施策7 安全・安心な教育環境の整備

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒を健やかに育むための教育環境として重要な意義を有しています。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、耐震化された学校施設が児童生徒等の命を守っただけでなく、地域住民の応急避難場所としても機能したとされ、耐震化等の防災対策の重要性が再認識されました。このことを踏まえ、**耐震補強、外壁落下防止、マンホールトイレ**等の施工を進めます。

また、過去に児童生徒数が急増した際に建設した学校施設の耐用年数が順次到来しますので、**老朽化対策**を実施します。

さらに、地球温暖化等の問題に対応するため、**太陽光発電設備**等の整備を行うとともに、夏季の小中学校等において猛暑から子どもの健康を守り充実した学校生活を送らせるため、**緑化ネットの設置**や、**エアコン設備**の導入に向けた取り組みを進めてまいります。

このほか、岐阜市を中心市街地にある学校の児童生徒数は、居住人口の減少や出生率の低下によって減少しており、現在の学校の規模をそのまま維持すると、学級編成、教育課程の実施に課題を生じることが予想されますので、こうした事態を解消するため、平成14年5月に岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会から受けた答申「旧市内における岐阜市立小学校及び中学校の通学区域の在り方について」に基づき、学校統廃合を含めた**小中学校の適正規模化・適正配置**を進めます。

基本的方向性2

学びや育ちのセーフティネットの構築

自らの能力を伸ばし社会において発揮する社会参加の機会は、社会経済的な事情の有無にかかわらず、すべての人に等しく与えられなければなりません。

しかし、現代社会においては、低成長、サービス産業の進展、終身雇用・年功序列といった雇用慣行の変化等により、失業率が上昇し、非正規雇用が拡大したとされます。

厳しい経済状況が続く中において、経済格差が教育格差につながり、教育格差が更なる経済格差を生み、固定するために、個人が意欲を失い、社会も活力を低下させ、安定を奪われつつあるとされます。

こうした状況のなか、個人に社会参加の機会を確保するためには、まず、一人ひとりが自立と社会参加に必要な知識と能力を身に付けることを可能とする必要があります。学習の意欲を持つ人が、障がいの有無、経済的な制約等によらずに教育を受けることが可能な環境を整備することが求められるのです。この意味において、教育は個人と社会全体にとってのセーフティネットであると言うことができます。岐阜市は、こうした学びや育ちのセーフティネットの構築に取り組みます。

●基本施策1 子どもが将来遭遇するであろう危機や危険に対処する力を培う教育の推進

近年、子どもの生命、身体の安全が、不審者や登下校中の交通事故等によって脅かされる事件、事故が続発しています。子どもの生命、身体の安全を脅かすのは人の手による事件、事故だけではありません。平成23年3月の東北地方太平洋沖地震の際に多くの子どもの尊い命が津波で失われたことは人々の記憶に新しいところであり、今後はこうした自然災害も子どもにとって重大な脅威になりうることを理解しなければなりません。

子どもには、大人の手で事件、事故災害からその身を守ってもらうだけでなく、生涯にわたって自分の生命、身体、財産等の安全を確保するとともに、万が一事件、事故災害に直面した場合は適切に対処するための基礎的な素養を身に付け、将来安全安心な社会づくりに参加し貢献するための力を育むことが求められています。

そこで岐阜市は、子どもがこうした基礎的な素養を身に付け能力を育むことができるよう、下記の施策を実施します。

具体的な取り組みとして、

- ◆東北地方太平洋沖地震を受けて、「自分の命は自分で守る」ための意識、知識、行動を身に付けるため、地域と連携を図りつつ**防災教育**を実施します。
- ◆食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題に、自ら判断し行動できる子どもを育むため、**消費者教育**を実施します。
- ◆不審者の侵害から身を守るために、子ども自身の危機対応能力を高めるとともに、地域で子どもを見守る**「危険から自分を守ろう」事業**を実施します。
- ◆インターネットの適切な利用に関する普及啓発活動など、子どもをインターネット上の有害環境から守るための**サイバーパトロール**を実施します。
- ◆岐阜薬科大学及び岐阜市学校薬剤師会の協力を得て、生徒を対象に「医薬品の正しい使い方」を指導する**「薬についての教育」**や麻薬・覚せい剤・脱法ハーブ等に関する**薬物乱用防止教育**を実施します。
- ◆全中学校において、産婦人科医を講師として招き、教職員研修、生徒・保護者への講話を実施して、生徒に命の尊さを学ばせるとともに、豊かな人間性を育む**「性に関する教育」**を実施します。

●基本施策2 障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加を支援する教育の推進

障がいのある人も、障がいのない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重

され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する、そうした社会の実現が求められます。

この理念は教育においても変わりません。平成23年に改正された障害者基本法は、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」（第16条第1項）、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」（同条第3項）と規定しています。

今後の教育は、障がい（広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がいを含みます。）のある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶこと、生命を尊重し、お互いを思いやり協力する態度を育むとともに、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し共に助け合い支え合って生きていく重要性を学ぶことを目指すものでなければなりません。

障がいのある子どもが自立と社会参加を果たすためには、同じ場で学ぶこととともに、その時点の個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる「多様な学びの場」－小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校－の存在と、それらを柔軟に利用できる仕組みが必要です。この意味において、同じ場で共に学ぶことの意義は、特別支援学校等の必要性と対立するものではありません。

岐阜市では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことができる環境と、障がいのある子どもの教育的ニーズに最も的確に応える「多様な学びの場」の双方の充実に努め、障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加を支援します。

＜インクルーシブ教育について＞

中央教育審議会・初等中等教育分科会は、平成24年7月に、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をまとめました。障がい者が積極的に参加できる「共生社会」の実現を目指して「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」を構築するとしています。

インクルーシブ教育は、本文にあるように、障がいのある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現を図るという考え方です。この考え方は平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示され、日本も同条約の批准に向けて平成23年に障害者基本法を改正し、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」すると規定しました。報告書は、インクルーシブ教育を進めることにより「障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができる」としています。

また報告書は、就学先の学校を決定する仕組みについて、現在は教育委員会が専門的な見地から一定の基準に該当する場合に特別支援学校を指定するのが原則ですが、これを、教育委員会が就学先を最終的に決定する建前を維持しつつも、決定にあたって本人や保護者の意見を最大限尊重して関係者の合意形成を原則とすることを提言しています。さらに報告書は、特別支援学校と他の学校、あるいは特別支援学級と他の学級間での「交流及び共同学習」を進めるように求め、障がいのない子に障がいを理解し多様性を尊重する教育を提供し、共生社会の実現を図ることとしています。

インクルーシブ教育の実施にあたっての様々な課題については、今後の国の動向に注意して対応に当たります。その他の具体的な取り組みとして、

◆幼稚園「ことばの教室」の拡大・充実（基本的方向性1の基本施策5をご参考ください。）

◆**就学前巡回相談**を実施します。岐阜市に在住する児童が在籍する公私立幼稚園・保育所(園)等を対象に、園・所等の要請を受けて相談員を派遣し、幼稚園教諭や保育士等の困り感の解消、特別支援教育や市の福祉サービスにかかわる情報提供、ことばの教室やその他療育機関等との連携、指導・保育困難事例等の様々な課題に対応します。なお平成26年度からは（仮称）総合教育支援センターの児童教育担当が、特別支援教育担当等と連携して対応に当たります。

◆岐阜特別支援学校内に設けた**地域支援センター**のスタッフが、①小中学校の発達障がい等の児童生徒に対する支援について助言するとともに、保護者や担任からの相談を受けます。②担任が出張する際に、その学校の業務の補助を行います。

また、教職員が障がいに対する理解、一人ひとりのニーズに合った適切な指導や支援の実施に関する理解を深めることが必要ですので、③小中学校の教職員や保護者を対象とする研修会を実施するとともに、特別支援教育に対する啓発活動を行います。

◆各小中学校に**ハートフルソーター**を配置し、落ち着きがない等様々な様相のある児童生徒に対して、きめ細かな指導をし、落ち着いた学校生活を送らせて確かな学びの力を身に付けさせることを目指します。

◆特別支援学級に**特別支援教育介助員**を配置し、保護者と連携して障がいのある子どもの学習や生活を支援します。

◆**岐阜特別支援学校高等部生徒の就労支援**としては、既に、教職員が企業を訪問し、職場体験、企業内作業学習、就職等の受入を依頼するとともに、岐阜県教育委員会の就労支援システム「働きたい！応援団ぎふ」登録制度の活用に努めているところです。また、生徒が就職した後も教職員が就労先を訪問し、職場での適応状況を確認するとともに、引き続き就労できるように、生徒を励まし、就職先に理解を求める活動を行っています。昨今の厳しい就職状況に鑑み、今後、生徒の就労を効果的に支援する体制の充実を図ります。

●基本施策3 経済的な困難を有する子どもへの就学支援

厳しい経済状況が続く中において、経済格差が教育格差につながり、教育格差が学びの力や進路選択に影響を及ぼして、更なる経済格差を生み、経済格差を固定しつつあると言われます。

経済的な理由から教育を受けることが困難な子どもも、その希望する教育を受けて、ほかの子どもと同じ社会参加のスタートラインにつくことができるようになることが社会の責務であるとの考えのもとに、その経済的負担を本人・保護者と社会で分かち合い、子どもの就学を支援します。

具体的な取り組みとして、

◆市立及び私立幼稚園（市外を含みます。）に3、4、5歳児を通園させている岐阜市在住の方を対象に、住民税の課税状況に応じて**幼稚園就園奨励費補助金**を交付しています。

◆国・市立小中学校へ通う児童生徒の保護者を対象に、**要保護及び準要保護児童援助費補助金**を交付し、学用品費、給食費等を支援します。

◆特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者を対象に、就学に必要な経費の一部について**特別支援教育就学奨励費補助金**を交付します。

◆経済的理由により修学困難な生徒や学生の高等学校・大学・専修学校進学を支援するため、**育英資金**（奨学貸付金、入学準備貸付金）**貸付**を実施します。

●基本施策4 不登校やいじめなど学習や生活に困難を有する青少年への支援

子どもには有意義で充実した学校生活を送ってほしい、それが教育に携わる者の願いです。しかし、

実際には不登校やいじめなどによって大変つらい思いをしている子どもや保護者がいます。

いじめは、特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分に認識する必要があります。そして、日頃からこれを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応し、いじめがあったときは、その問題を隠さず、学校、少年センター（平成26年度に（仮称）総合教育支援センターに業務を移管）、岐阜市教育委員会が、家庭、関係機関と連携して適切に対処します。

また、子どもがいつでもいじめに関する悩みを相談することができる、様々ないじめ相談窓口を、改めて子どもに対して周知するように徹底します。

いじめのほか、不登校、非行、就学就労など学習や生活に困難を有する子ども、保護者、学校教職員に対しても、学校、少年センター（（仮称）総合教育支援センター）、岐阜市教育委員会が、岐阜市子ども家庭課、岐阜県子ども相談センター、警察、病院等といった関係機関と連携して相談、支援に当たります。

<岐阜市少年センター>

(1) 補導・生活改善指導

- ・怠学、喫煙、深夜徘徊、暴力・暴言、万引き、いじめ等への相談に応じ、子どもや保護者を支援します。いじめ相談についてはメールでも受け付けます。
- ・子どもを非行や事故から守るため、街頭歩道や各校区のパトロールを行います。

(2) 教育相談（主として不登校の改善支援）

- ・適応指導教室「サルビア」（市内4か所）を開設し、集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等の適応指導を実施します。
- ・「ぎふ・学びの部屋」を開設し、不登校中学生の学習支援を実施します。
- ・専門のカウンセラーによるカウンセリングが可能です。

(3) 特別支援

- ・通常学級に在籍する発達障がいのある子どもの相談に、面接、電話、学校訪問等で応えます。
- ・発達障がい専門のカウンセラーが保護者・本人のカウンセリングを行います。
- ・必要に応じて子どもの特徴を把握する検査を行います。

(4) 電話相談

- ・育児やしつけ、学校や学級、友人関係、学習、進路、いじめや不登校、非行、健康、性等に関する児童生徒及び保護者からの相談について、面接、電話で対応し、学校やその他の機関と連携して解決にあたります。希望があれば、来所による相談にも応じます。

<（仮称）総合教育支援センター>

いじめや不登校、非行、就学就労、虐待、外国籍など多様化、複雑化する教育課題に対応するため、平成26年度から、旧明徳小学校跡地に（仮称）総合教育支援センターを設置し、少年センターの業務を移管するとともに、下記のとおり業務を拡大します。なお移管に伴い少年センターは廃止します。

- （1）業務の対象年齢を、義務教育期間だけでなく、その前後の幼児3歳から就学前まで及び中学校卒業後18歳まで拡大します。
- （2）センター内外の関係専門スタッフを増員し、業務の専門性を高めます。
- （3）「サルビア」「ぎふ・学びの部屋」を統合し、自立支援教室として一体的に運営します。

（仮称）総合教育支援センターの運営体制は下記を予定しています。

- ① 幼児教育係 … 幼児教育相談、就学前巡回相談
- ② 特別支援教育係 … 発達相談、保護者支援

③ 教育相談係	… 教育相談、保護者支援	→	学習支援
④ 生徒指導係	… 補導・学校支援、就学・就労支援		
⑤ 能力開発係	… ②③④過程において個の適性を調査。中央青少年会館等と連携		
⑥ 電話相談係	… いじめ問題を含む教育電話相談		
⑦ カウンセラー、医者、警察、弁護士、外国籍児童生徒指導員（日本語指導及び生活適応指導に当たります。）等、高度の専門性を有する業種との連携			

その他の具体的な取り組みとして、

- ◆**生徒指導サポーター**を小中学校に派遣し、いじめや問題行動に悩む児童生徒や保護者への指導・支援を行います。
- ◆小中学校に**ほほえみ相談員**を配置し、不登校児童生徒への家庭訪問を中心としたふれあい活動を通して学校復帰を支援するほか、いじめ問題の早期発見、早期対応を目指し、校内における教育相談を実施します。
- ◆学習や生活に困難を有する子どもの放課後の生活・学習支援の場所を提供します（**放課後居場所づくり**）。

●基本施策5 放課後に子どもが安全で健やかに活動できる居場所の確保

子どもが犠牲となる犯罪や事件が相次いだことや、核家族化が進み、共働き世帯が増えたことなどから、子どもが放課後や週末等に安全で健やかに活動できる居場所の確保が求められています。岐阜市は、「放課後チャイルドコミュニティ」の取り組みを実施します。

	放課後子ども教室	放課後学びの部屋	留守家庭児童会
概要	地域住民の協力を得て、子どもに体験・交流・遊びの場を提供	図書室を利用し、子ども自らの意思で読書や学習ができる場を提供	共働き家庭など留守家庭児童を対象に、生活の場を提供
指導員	校区コーディネーター、安全管理員、ボランティア（地域住民）	学習アドバイザー（教員OB、図書整理員等）	専任指導員、補助員
時間	週1～2回 授業終了～17時頃	週1～5回 授業終了～17時頃	月曜日～金曜日、第3土曜日 授業終了～17、18時
場所	学校体育館、運動場など	原則として学校図書室	学校教室
対象	全学年の児童のうち希望者	全学年の児童、学校の実情に合わせて参加	留守家庭児童1～3年生（定員に余裕があれば4年生も可） ※別途入会条件あり
帰宅	全校一斉帰宅、集団帰宅（同学年、同時刻または同地域）、ボランティア・PTAによる付き添いや見守り隊のパトロール等		保護者の迎え、集団による帰宅等

基本的方向性3

地域コミュニティのもつ教育力の積極的活用

人々の信頼が社会全体の教育水準を高め、また社会全体の教育水準の上昇が人々の信頼を深めるとの研究結果があります。つまり、社会的なつながりが幅広く多様であるほど、子どもの学習体験の機会が広がるなど教育に好影響がもたらされるとともに、こうした教育の改善・充実が社会的なつながりの改善・強化にフィードバックされるとのことです。

また、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震の際には、普段から学校と地域が連携した取り組みを進めていた被災地において避難所運営が順調であったとされ、学校と地域との関わりの重要性が改めて認識されたところです。

現代は、家族、地域社会のありようの変化、具体的には核家族化、人間関係の希薄化、価値観・ライフスタイルの多様化等によって、地域社会におけるつながりや支え合いが減少し、人々の孤立化やモラル低下を生じているとされますが、こうした状況においては、上記の社会・地域における人々の信頼関係や結びつき（ソーシャル・キャピタル（社会関係資本））の機能を活用し、地域社会の絆の強化とコミュニティの構築を通じて、教育の課題や地域の課題の解決に当たることが有意義であると考えます。岐阜市は、ソーシャル・キャピタルの機能を活用した教育の推進に取り組みます。

<ソーシャル・キャピタルの例>

青少年・家庭、学校、PTA、地域住民、自治会、子ども会、警察、青少年育成市民会議、公民館、民生委員・児童委員、児童相談所、保護司、N P O、ボランティア、消防団、岐阜市、教育委員会などの信頼関係や結びつき。

●基本施策1 家庭・学校・地域を結ぶ「絆」の力による家庭教育の支援

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たします。

しかし、家庭教育を取り巻く状況は下記のように厳しいものとなりつつあります。

- ・核家族化により、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少している。
- ・共働き世帯が増え、親と子どものふれあいが減少している。
- ・都市化が進み、親同士、親と地域との交流が希薄になり、子育てに関する知識を得ることが困難になっている。
- ・不登校、いじめ、児童虐待など教育に関する問題が複雑・多様化している。

このような状況にあっても、多くの家庭が懸命に家庭教育に努めています。国等の調査によると、家庭でお手伝いをする子どもが増えていること、生活リズムを身に付けたり、テレビゲーム等で遊ぶ時間を決めるなど、しつけに心がける親が増えていることがわかります。

しかし、なかには、経済的な問題等で生活に余裕がないために困難をおぼえ、つらい思いをしている家庭があります。

子どもは、家庭、学校だけで存在するのではなく、地域の子どもでもあります。家庭教育を取り巻く困難な状況を解消しこれを支援することは、私たちの社会の重要な責務です。

家庭の自主性を尊重し、家庭の外から家庭に「押しつけ」をしないという配慮のもとで、学校、地域

を含めた私たちの社会全体で家庭教育を支援し、親と共に子どもを教育する取り組みが求められます。

岐阜市は、家庭同士、家庭と学校や地域を結ぶ「絆」—ソーシャル・キャピタルによる下記の家庭教育支援策を進めます。

(1) 子どもの学びや育ちと共に親の学びや育ちを支援する

親は、子どもの発達段階に応じた教育のあり方を当初から知っているとは限りません。子どもの学びや育ちと共に、家庭教育の担い手である親も、親のあり方を学び、親としての自覚、意欲、自信、誇りを持って親として成長できるように、社会全体で支えることが必要です。この、子どもの学びや育ちと共に親の「親としての学びや育ち」を支援する「共育（きょういく）」として下記を実施します。

- ① 市立の幼稚園・小中学校・特別支援学校のPTAを単位に、家庭教育について親自らが学ぶ家庭教育学級を実施します。
- ② 学校で親が集う学級懇談会等の際に、親同士でまた教職員を交えて、家庭教育について語り合う機会を設けます。
- ③ 児童生徒と乳幼児、その親がふれあう場を設けて、児童生徒が命を大切にする心を育み、世代間の理解を深めるとともに、参加した親が他の親子や児童生徒とふれあった経験を今後の子育てに活用できる取り組みを行います。

(2) 家庭と地域のつながりをつくる

親は、家庭教育について同じ悩みを抱える親同士やかつて親であった先輩など、親に寄り添って課題解決を考えられる身近な人とつながることで、安心して家庭教育に関わることができます。

また、家庭が外に開かれ、地域とかかわりを持つことで、親の人間関係が広がるとともに、子どもにとっても、地域の大人や異年齢の子どもとの豊かな交流が可能となります。

- ① 青少年育成市民会議、青少年問題協議会による「明るい家庭づくり」運動、地域活動への参加
- ② 家庭教育啓発運動「決めて、守ろう！『我が家のルール』」、「家庭の日」

(3) 課題を抱える家庭を支援する

- ① 学校の担任・生徒指導主事・養護教諭等による相談対応・家庭訪問等
- ② スクールカウンセラー（臨床心理士）による相談対応
- ③ （仮称）総合教育支援センターによる相談対応
- ④ 児童委員による見守り・家庭訪問等

●基本施策2 子どもの豊かな育ちを創造し、地域の絆をつなぐ学校づくり

保護者は、わが子が通う学校が安心して通えるものであってほしい、よりよいものとなってほしいと願い、学校について様々な情報を知りたいと思っています。

学校は、地域のなかにあって、本来地域に影響を及ぼすとともに、地域の影響を受けながら営まれてきました。

基本的方向性3の冒頭で述べたように、人々の信頼と社会全体の教育水準は相関関係にあります。これからの学校は、孤立して存在するのではなく、保護者や地域に開かれ、ともに存在するものとなる必要があります。ソーシャル・キャピタルの意義を言い換えると、コミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくるのです。そして、学校が地域の創意工夫を活かした特色あるものになるかどうか、地域の活

活性化が期待できるかどうかはコミュニティ次第、学校次第です。

岐阜市では、こうしたソーシャル・キャピタルを活用した学校づくり、地域づくりとして、**コミュニティ・スクール**の普及に取り組みます。岐阜市は、平成24年度現在7小学校を指定しており、平成27年度までに、全小中学校に展開する計画です。

<コミュニティ・スクール制度（学校運営協議会制度）とは>

学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことを目的として、学校ごとに学校運営協議会を設け、保護者、地域の皆さんのが協議会の一員として学校経営方針の決定に携わり、学校運営に反映させる制度です。

コミュニティ・スクールの導入によって得られる成果として、下記が挙げられます。

- ・教員の意識が変わり、それが開かれた学校、授業改善へつながる。
- ・校長の経営方針が理解され、その実現のためにはどうしたらよいか、地域の「応援体制」が整う。
- ・課題解決に向けて学校と地域が一体となって取り組める。
- ・学校を中心として地域の活性化や結び付きが強くなる。
- ・多くの方が学校に来てくれるようになり、学校に活気が出てくる。

学校運営協議会は、教育目標などの大綱について承認を行うことにより、学校運営に関与するものであって、日常の学校運営は、これまでどおり校長の権限と責任で行なわれます。コミュニティ・スクールにおいても、学校運営の責任者が校長であることに変わりはありません。

●基本施策3 青少年の意欲向上と心・体相伴う自立の促進

大人になるまでの時期は、人格の基礎を形成し、社会的自立の準備をする、極めて重要な期間であり、年齢によって程度や内容は異なるものの、社会の支援が欠かせない時期です。次代の担い手として社会が未来への希望を託す貴重な存在である青少年の健全な育成のためには、社会全体で青少年を育成する取り組みを進める必要があります。

青少年には、次代の社会の中心となるべき「自立への意欲」を持つこと、またこの意欲を支えるための心と体をバランスよく成長させることができますが、現代は、①地域社会、家族のありようが変化して、親や地域の関与、仲間との交流が減って対人関係が希薄化していること、②情報通信機器が発達して、直接体験の機会が減り、また社会的モラルの低下、価値観の多様化によって、明確な目的意識を持って生きることが困難になっていることから、青少年が自立への意欲を持ち、健全な成長を遂げることが困難な時代となっています。

そこで、先述のソーシャル・キャピタルを活用して、青少年が、次代を担うべき役割の自覚と自立への意欲を持つとともに、体験活動を通して心・体の釣合いがとれた成長を果たせるように、社会全体で支援する取り組みを行います。

具体的な取り組みとして、

- ◆地域の各種団体で構成する**青少年育成市民会議**の活動を支援し、地域に根差した青少年健全育成を推進します。
- ◆学校と地域が一体となって、地域が誇りとする学校・郷土づくりを進め、青少年が郷土のよさを感じることができるように、**学校と地域の夢づくり・ふれあい事業**を実施します。
- ◆青少年の非行防止と社会浄化を目的として**中学校区ごとの非行防止活動**を実施します。
- ◆広い視野、柔軟な発想、論理的な思考力、自らの意見を正しく理解してもらう能力を身に付けるため、作文の募集と表彰、各中学校の代表が参加する**少年の主張大会**を開催します。

平成25年策定の教育振興基本計画を原文のまま掲載しております。

◆青少年の健全な育成を図り、市民の皆さんとの教養の向上に資するために、青少年会館を拠点において下記の事業を行います。

- ◇ 小学生とその親が週末を共に自然体験活動、農業体験活動等で過ごし、岐阜市の自然・歴史・文化について学ぶ**ジャンプアップ講座Ⅰ**を実施します。
- ◇ 小中学生を対象に、自然の中での集団宿泊体験活動「**長良川ふるさと体験キャラバン**」を実施します。夏は川遊び、冬は雪遊びを中心に実施します。
- ◇ 公募した小学校5、6年生を対象に模擬議会「**岐阜市子ども議会**」を開催し、市政への興味関心と社会の一員としての自覚を培います。
- ◇ 校外における様々な遊びを通じた子供たちの健やかな成長を目指して、**子ども会を育成**します。子どもの自治力を高めるため、子ども会のリーダー（インリーダー）と、子ども会の運営を支援する育成者の研修を実施します。
- ◇ 子ども会の支援や地域の青少年育成のためのボランティア活動を行うジュニアリーダー（中学生、高校生）、シニアリーダー（大学生・専門学校生等）を募集し、リーダーとしての資質を高め、活動機会を提供します。
- ◇ 地域に貢献する意欲を持って地域活動に参加する中学生、高校生を認め励ます**地域ボランティアスタッフ**（Community Volunteer Staff）登録・表彰を実施します。また**地域ボランティア講座**を開催し、ボランティアの能力向上を図ります。
- ◇ 小学生から高校生までを対象として体験型のキャリア教育を提供する**わくわくドキドキ講座**を開設します。
- ◇ 青年がまちづくりを考えるなどの取り組みに参加し、人間関係を築くとともに自信を付けることができるよう**青年チャレンジ講座**を開設します。
- ◇ 社会的自立に困難を有する青年の就労支援等を内容とする**ジャンプアップ講座Ⅱ**を開催します。
- ◇ 子ども会、スポーツ少年団等の少年団体連絡協議会の事務局を中央青少年会館に置いて、**少年団体活動の普及と青少年の活動参加の支援**を行います。

◆自然体験活動によって、現実の世界や生活などへの興味・関心、意欲の向上が図られるとともに、豊かな人間性や価値観の形成、基礎的な体力や心身の健康の保持増進が可能になるとされます。**少年自然の家**を活用して、小中学校の児童生徒を中心とした集団宿泊活動、自然観察活動、野外活動等を行います。

◆**ドリームシアター岐阜**では、文化的な体験や創造の機会を提供して、心身ともに健全な青少年の育成と、市民の皆さんの生涯学習の拠点施設としての役割を果たします。

基本的方向性4

「岐阜に生まれて、育って、住んでよかった！」と実感できる生涯学習・スポーツの振興

人は、社会・経済の変化に対応するため、絶えず新しい知識や技術の習得に迫られています。また、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいを求めて学習したいと考える人が増えています。

人々の学習需要や社会の要請に応じて生涯学習の環境を整備することにより、学習する人自身の自己実現、技能や経験の向上、社会の人材育成、社会・経済の発展、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成が期待できます。

なお、生涯学習とは、一人ひとりがその生涯にわたって自主的・自発的に行うことを基本とした学習活動をいい、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含みます。社会教育法において、社会教育が「学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されていることからも、社会教育は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象としており、その範囲は広く、生涯学習において社会教育が中核的な役割を担うことを期待されています。この教育振興基本計画では、生涯学習を推進するための社会教育について記載しています。

また、スポーツには、青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し協同する精神、公正さ・規律を尊ぶ態度、克己心を培い、実践的な思考力・判断力を育むなど人格の形成に積極的に作用する力があるとともに、人の心身の健康を保持・増進させて、健康で活力に満ちた長寿を享受すること、人と人との交流を深め、地域の一体感や活力をつくることを可能にする力があるとされています。

岐阜市は、他都市に比して生涯学習・スポーツの環境が非常に充実しています。以下では、市民の皆さんに「岐阜に生まれて、育って、住んでよかった！」と実感していただくため、生涯学習とスポーツの振興策について説明します。

●基本施策1 質の高い文化、本物に触れる機会の提供

人は、質の高い文化に実際に触れることによって、精神的な充足感を得るとともに、知識を蓄え、感性や創造性を育みます。過去からのこうした人の営みが、今日の私たちの社会における科学技術の発展と文化芸術の振興に結実しています。

岐阜市は、市民の皆さんに質の高い文化、本物に触れる場と機会を提供するため、公民館、図書館、科学館、歴史博物館の充実を図ります。

(1) 公民館は、市民の皆さんにとって最も身近な生涯学習の拠点であるとともに、地域コミュニティの交流の場としても重要な役割を果たしています。

岐阜市は、平成24年度末現在で50館を設置しています。市民の皆さんのが学習ニーズ、現代的課題に対応した各種講座・研修会の開催、クラブ・サークルの育成、文化祭など、様々な世代の人が集い、ふれあう場を通して生涯学習の振興や地域の活性化に努めます。

(2) 読書は、私たちの人生をより豊かなものにするだけでなく、特に子どもにとっては、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。

図書館は、人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育施設です。

岐阜市では、平成24年度末現在で本館、分館、5つの図書室を設置しており、図書の貸出しのほか、講座開設などの教育活動を積極的に行ってています。

また、司町の岐阜大学医学部等跡地に、情報を求め人が集う「知の拠点」として、平成27年に（仮称）**中央図書館**の設置を予定し、蔵書・座席数・情報通信機器を拡充するとともに、**文学のまち「ぎふ」（岐阜ゆかりの文学ライブ）、文学講座、読み聞かせ・朗読、おはなし会、児童向けイベント、親子のふれあい「絵本といっしょ」事業**等の教育活動を充実し、利便性の向上を図ります。

(3) 博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及などの活動を一体的に行う施設です。

岐阜市は、科学館、歴史博物館、加藤栄三・東一記念美術館、柳津歴史民俗資料室を設置しており、常設展示・特別展示・企画展示を行います。

また、講座・講演会等の各種教育活動を積極的に実施します。具体的には、科学館においては、**プラネタリウム投映、天体観望会**のほか、**ぎふサイエンスフェスティバル**（子どもから大人までを対象とした科学実験演示、展示、工作体験、講演。）、**親子科学教室**（小学校1年生～4年生対象）、**子ども電気教室**（小学校5年生～6年生対象）、**発明クラブ**（小学校5年生～中学校1年生対象）、**ロボカップジュニア**（サッカーロボットを作成し大会に参加。小学校5年生～中学校3年生対象）、**サイエンス工房**（小学校1年生～中学校3年生、成人対象）、**家庭科学講座**（成人対象）等を行います。

歴史博物館においては、一般及び子ども向けに、充実した内容のもの作り講座等を実施します。伝統工芸伝承については、基本施策2をご参照ください。

●基本施策2 郷土に誇りと愛着を持つための伝統・文化の継承と活用

地域の伝統・文化に触れることにより、人々が地域への誇りや愛着を深め、地域住民としてのアイデンティティーを確かなものにすると同時に、地域の連帯感を強化し、地域づくりを効果的に進めることができます。

岐阜市は、優れた伝統・文化を後世に継承するとともに、市民の皆さんのが伝統・文化に触れる機会を提供し、「ふるさと岐阜」に生きる意欲の喚起を図ります。

具体的な取り組みとして、

◆小学校5年生を対象に「長良川の鵜飼」観覧を体験する**ふるさと大好き鵜飼事業**を実施し、ふるさと岐阜を愛する心情と態度を育みます。

◆歴史博物館では、小学校と連携し、児童が岐阜市の伝統工芸品である岐阜和傘・岐阜提灯・岐阜团扇に触れる体験をする**岐阜市の伝統工芸伝承事業**を実施します。また、地域の文化財や年中行事に関わる事物を展示し、郷土の歴史や文化を発見し親しむ機会を提供する**岐阜市の文化財・年中行事特集展示**を行います。

◆市民の皆さんのが地域の理解を深め、郷土愛を醸成するとともに、まちづくりに資することを目的として**市史編さん**を行います。

◆文化財とは、私たちの長い歴史の中で育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、私たちの歴史、伝統、文化を理解するために欠くことのできないものであるとともに、将来の文化的な向上発展の基礎をなすものです。文化財を広くPRし、まちづくり等に積極的に活用するとともに、常日頃の状況把握、安全管理はもちろん、傷みを発見した場合は速やかに補修し、後世に伝えることは、私たちの責務です。岐阜市内の国史跡である**琴塚古墳、加納城跡、岐阜城跡、老洞朝倉須恵器窯跡**等の保存活用を図ります。

◆国史跡に指定された岐阜城跡の保存・活用、山麓の信長公居館跡の構造解明を目的として、引き続き**織田信長公居館跡発掘調査**を実施します。発掘調査の情報発信や、「信長学フォーラム」、「信長塾」等のイベントを行い、市民の皆さんに岐阜城や信長公についての研究成果を知っていただくように努めます。

◆「魅力アップ！長良川鵜飼文化再発見」事業のひとつとして、**長良川鵜飼習俗調査**に継続して取り組むことにより、国による重要無形民俗文化財指定を目指します。

◆鵜飼の舞台となる**長良川流域の文化的景観**を継承するため、国の重要文化的景観の選定を目指す取り組

みを行います。

●基本施策3 健康で豊かな生活を営むためのスポーツの振興

基本施策3は、平成24年度策定の「岐阜市スポーツ推進計画」と整合性を確保しつつ実施します（ただし、「学校体育・スポーツの充実」等を除きます。）。

岐阜市は、平成23年12月に国から「健幸（健康で幸せ、の造語）長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区」の指定を受けました。現在、健康づくり施策とまちづくり施策を一体的に進め、暮らすうちに誰もが健康で幸せになれるまち「健幸都市」をつくる取り組み「スマートウエルネスぎふ」を推進しています。

「岐阜市スポーツ推進計画」は、「スマートウエルネスぎふ」の理念に基づき、ポストぎふ清流国体・ぎふ清流大会を踏まえて、スポーツを競技スポーツのほか、日常生活における徒歩、自転車利用、ウォーキング、散歩等の軽い運動、軽スポーツ・レクリエーションなど、体力づくりや健康の保持増進を意識した身体活動等を含めて幅広くスポーツと定義し、岐阜市教育委員会が関係部と連携しながら、市民の皆さんへのスポーツ振興を図るものであります。具体的な取り組みは下記のとおりです。

(1) 歩いて健康！スマートウエルネスぎふの推進

歩きやジョギング等を日常生活に取り入れ、健康で豊かな生活を営むことができるまちづくりを推進します。

具体的には、①スポーツイベントによる健康啓発として、**高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソンや岐阜市健幸スポーツターム**（国体開催を記念したスポーツ推進期間（9月下旬～11月上旬）。**やまなみジョギング・ウォーキング大会、健幸エンジョイ・スポーツDAY等**）など、スポーツを身近に感じができる機会を提供します。

また②ウォーキング機会の充実として、**長良川ツーデーウォーク、「みんなで歩こう！健幸ウォーキング」**など、誰でも気軽にウォーキングを楽しむことができる機会を提供します。

さらに、③ウォーキング環境の整備として、岐阜市の関係部により、**長良川ウエルネスエリア**（長良川河川敷を長良川プロムナードや高橋尚子ロードと一体的に整備するウォーキング・ジョギングエリア）、**柳ヶ瀬ウエルネスエリア**（普段の生活において歩きが中心となるまちづくりを進める、JR岐阜駅から柳ヶ瀬を中心としたエリア）、観光庁ランナーズインフォメーション研究所公認コース「**金華山を登る道**」など、買い物の途中や会社帰り・昼休みなどに、生活の一部に歩くことを無理なく組み込めるまちなか環境を整備します。

(2) 市民スポーツ・レクリエーション活動の推進

運動する習慣のない人を含めて、誰もが、それぞれの体力や年齢、興味・目的に応じて身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる機会を提供します。

具体的には、①身近で参加しやすいスポーツ機会の提供として、**やまなみジョギング・ウォーキング大会の充実、健幸エンジョイ・スポーツDAYの新設、総合型地域スポーツクラブ育成支援**など、軽い運動を気軽に楽しむことができる取り組みを実施します。

また、②個の状況に応じた運動機会の提供として、**体育館スポーツ教室において障がいに応じたスポーツ教室のあり方を研究実施**するなど、障がいのある方や普段あまり体を動かす機会のない方に、身体活動の楽しさを感じながら個々の実態に合った運動に取り組むことができる機会を提供します。

また、③FC岐阜を活かした市民スポーツの推進として、**FC岐阜サッカー教室**など、市民の皆さんに夢と感動を与え、一体感を醸成するプロスポーツチームの活動支援と市民スポーツ推進を実施します。

(3) 競技スポーツの推進

競技スポーツ団体等の支援、トップアスリート等と学校や地域との連携・協働を進め、競技力の向上を図ります。

具体的には、①競技力向上のための補助として、**国際大会派遣補助事業**など、全国大会以上の大会出場者への補助や岐阜市体育協会主催の大会運営への補助を通して競技力向上に努めます。

また、②競技力向上のための好循環の創出として、**スポーツリーダー活用事業**など、次世代アスリートの育成と地域スポーツの推進等を目的として、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を図ります。

(4) スポーツ環境の整備・充実・利用

スポーツ活動を支える担い手づくり、施設・機能の充実などにより、スポーツ環境を整備し充実を図ります。

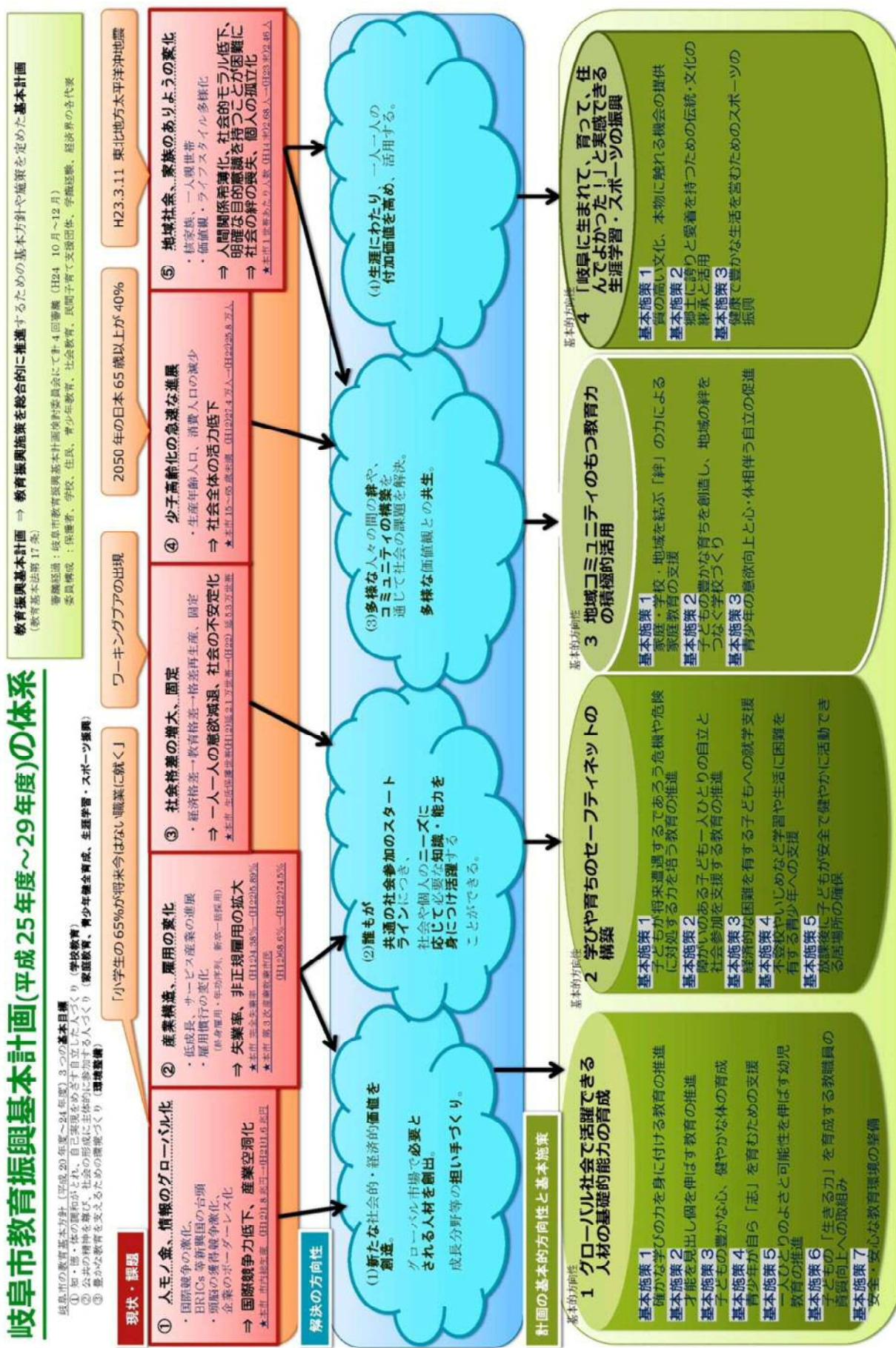
具体的には、①スポーツ活動の担い手づくりとして、**スポーツボランティア普及啓発事業**など、スポーツ・レクリエーション活動を支えるスポーツ指導者やボランティアの発掘、育成、活用を進めます。

また、②公共スポーツ施設の機能の計画的な維持・確保として、体育館等がスポーツ施設として必要な機能を維持・確保するための効率的・効果的な方策を実施します。

さらに、③市民へのスポーツ環境の周知として、**岐阜市スポーツ推進計画の周知**など、市民の皆さんのがスポーツに関心を持ち、スポーツライフを楽しめるように、スポーツに関する様々な情報を提供し、スポーツ活動の啓発に取り組みます。

平成25年策定の教育振興基本計画を原文のまま掲載しております。

岐阜市教育振興基本計画(平成25年度～29年度)の体系



7 平成29年度教育委員会の主要行事

	教育政策課 教育施設課	学校指導課	学校保健課	社会教育課	青少年教育課	市民体育課
4月	・教育委員会定例会 ・転入職員研修会 ・特別支援学級担当者会（4月・10月） ・就学指導委員会（4月・6月・7月・9月・10月・11月・12月・2月） ・校舎修復部長会・主務者会（4月・2月） ・コミュニティ・スクール担当者会 ・地域ぐるみ学校人権教育推進委員会	・転入職員研修会 ・就学指導委員会（4月・6月・7月・9月・10月・11月・12月・2月） ・校舎修復部長会・主務者会（4月・2月） ・コミュニティ・スクール担当者会 ・地域ぐるみ学校人権教育推進委員会	・栄養教諭・学校栄養職員・調理員研修会 ・転入栄養職員・学校栄養職員・新規利用学校栄養監視研修会 ・栄養教諭・学校栄養職員研修会（4月・7月・12月） ・給食主任会（4月・1月） ・結核対策委員会（4月・2月） ・結核対策担当者会	・人権教育推進プロジェクト ・教育委員会新任職員人権教育研修会 ・市公連総会 ・家庭教育学級事務講習会	・夢づくりふれあい事業（通年） ・少年の主張募集	・体育館スポーツ教室（4月～7月） ・ぎふ清流ハーフマラソン
5月	・教育委員会定例会 ・岐阜市教育委員会指定管理者評価委員会 ・岐阜市総合教育会議 ・岐阜市教育創造会議	・学校人権教育研究委員会 ・幼稚園・中高生虐待指導研究協議会（5月・7月・10月・12月） ・土曜日の才能開花教育（4月・8月を除く第1土曜日）	・学校給食評議会・理事会 ・岐阜市学校保健会理事会 ・学校保健会代議員会 ・結核対策委員会 ・生活習慣病予防対策事業 ・ブルースマート管理者講習会 ・保健主事研修会 ・通学路安全推進会議（5月・9月・2月） ・運動器検診 ・性教育研修事業（～11月）	・市地域人権教育推進委員会 ・指導員会 ・市女連総会 ・市親連総会 ・市PTA大会 ・人権教育・啓発推進専門委員会（5月・2月） ・ハートフル人権ライフ（5月～1月） ・公民館長・主事合同会議 ・家庭教育学級団体リーダー研修会	・青少年育成市議会議総会	・市スポーツ・レクリエーション祭（5月～6月）
6月	・教育委員会定例会 ・岐阜市教育委員会事務点検評価委員会 ・教育振興基本計画検討委員会	・科学作品展運営委員会 ・市展会少年部運営委員会 ・転入職員人権教育研修 ・夏の就学相談会（6月） ・人権教育研修会 ・安全衛生推進者研修	・学校飼育動物巡回指導 ・腎臓検査判定委員会 ・小1・4年心臓検診 ・献血作成委員会（6月・7月・10月・11月・1月・2月） ・健康教育推進事業（～2月） ・森林教諭研修会	・人権学講座（6月～7月） ・ブロック別地域人権教育推進委員長・指導者会 ・県PTA大会 ・信長塾（6月～9月） ・社会教育委員会議（6月・8月・11月・2月）	・岐阜市少年の主張大会 ・青少年育成推進会全体研修会	・スポーツ少年団認定員養成講習会（6月～7月） ・ジュニアスポーツクラブ（6月～3月） ・アビリティアップクラブ（6月～3月）
7月	・教育委員会定例会	・教育課程講習会 ・転入職員 特別支援教育研修（7月・8月） ・いじめ問題対策連絡協議会（7月・2月）	・歯の健康優良児表彰 ・夏季調理員研修会 ・通学路合併点検（～8月）	・公民館ブロック研修会 ・地区巡回講演会（8月まで） ・信長塾（6月～9月） ・人権教育・啓発推進協議会（7月・1月） ・ブロック別地域人権学習推進事業（7月～12月） ・人権教育・啓発推進専門委員会第2部会（7月・10月）	・青少年の非行・被害防止全国強調月間	・地区体育大会 ・ブル（7月21日～8月31日及び7月第2土曜日～7月20日、9月1日～9月第2日曜日の期間の土日祝日） ・学童水泳記録会
8月	・教育委員会定例会 ・岐阜市総合教育会議 ・教育振興基本計画検討委員会 ・全国コミュニティ・スクール研究大会 in 岐阜	・ブロック別夏季人権教育研修会（1B・2B・3B・4B・5B） ・イングリッシュキャンプ in GIFU ・ぎふサイエンス・キャンプ	・教職員結核検診	・全国史跡整備市町村協議会東海地区大会（8/24～25）	・青少年国際教育夢プロジェクト事業	・スポーツ少年団大会
9月	・教育委員会定例会	・科学作品展 ・こころの劇場 ・いじめ問題対策委員会（9月・2月） ・「子どものための消費者教育講座」	・中1心臓検診	・市地域人権教育推進指導員会（9月・3月） ・人権教育・啓発推進専門委員会第1部会	・家庭教育啓発作品募集	・岐阜市健幸スポーツチーム（9月～11月初旬） ・市民総合体育大会（9月～10月） ・やまなみジョギング、ウォーキング大会（9月） ・体育館スポーツ教室（9月～12月）
10月	・教育委員会定例会 ・岐阜市教育創造会議 ・教育振興基本計画検討委員会	・個別の就学懇談会	・歯みがき指導 ・県学校保健研究大会 ・歯の優良学校美地審査 ・環境衛生活動指導指導実地審査 ・学校環境衛生検査 ・森林教諭研修会	・岐阜市公民館研修大会 ・公民館文化祭 ・文化審議会（10月・2月） ・人権教育・啓発推進専門委員会第3部会（10月・1月） ・全国文化的・創造地区連絡協議会岐阜大会（10/11～13） ・地域女性団体活動講演会	・第21次杭州市青少年友好訪中派遣 ・青少年問題協議会	・スポーツ指導員全体研修会 ・学童陸上記録会 ・スポーツ少年団リーダー研修会
11月	・教育委員会表彰式 ・教育委員会定例会 ・岐阜市教育委員会指定管理者評価委員会 ・岐阜市総合教育会議	・個別の就学相談会 ・連合音楽会 ・ブロック別学校人権教育研究会（1～5B） ・Pepperコンテスト in 岐阜市	・学校保健会理事会	・人権尊重推進強調月間（11/11～12/10） ・地図判別研修会 ・公民館文化祭 ・PTA選賛發表会 ・「加納の日」イベント ・人権の広場（11/12） ・心の輪講座（11月～12月） ・信長学フォーラム（11/26）	・子ども・若者育成支援強調月間 ・岐阜市青年バーボル大会	・健幸エンジョイ・スポーツDAY ・オンラインスケート岐阜長良川大会
12月	・教育委員会定例会 ・教育振興基本計画検討委員会			・人権啓発フェスティバル in ぎふ（12/9） ・人権パネル展（12/11～12/15） ・市親連大会（映像コンクール表彰）		
1月	・教育委員会定例会	・教育公表会	・冬季調理員研修会 ・養護教諭研修会 ・学校保健研究大会	・文化財防火大講習会 ・公民館長・主事合同会議 ・PTA広報誌コンクール	・明るい家庭づくり運動協調会 ・家庭の日推進大会 ・新成人を祝いめぐらす会 ・青少年問題協議会	・新作ぎふシティマラソン
2月	・教育委員会定例会	・ふれあい教育展 ・学校人権教育研究委員会 ・市展「少年部」（幼保中の部） ・市展「少年部」（小の部）	・学校給食会理事会（2月・3月） ・教職員会の集団検診			・スポーツ少年団表彰式・認定員研修会 ・体育館デー（2月～3月）
3月	・教育委員会定例会 ・教育委員会臨時会	・市展少年部運営委員会			・岐阜ファミリーパークまつり ・ファミリーフェア	

	中央青少年会館	教育研究所	図書館	科学館	歴史博物館	岐阜商業高等学校
4月	・地域活動指導員研修会 ・少年団体連絡協議会 ・親子で金華山登り①	・転入嘱託研修 ・初任者研修 ・教科別指導員研修 ・教育相談担当者研修 ・ハートフルサポートー養成講座 ・学校心理研修 ・情報主任研修 ・栄養士研修・学校栄養職員研修 ・給食主任研修（給食主任会） ・小学校教諭担当者研修 ・4年目研修	・児童向け行事「おはなし会」 ・子どもと本と遊ぶ日 ・カントリーと語ろう	・プラネタリウム指導（年間） ・結婚の見聞会（年間） ・夜の星を見る会（年間） ・ぎふスター・オーチャン（年間） ・サイエンスショー（年間） ・科学技術週間行事	<展覧会等> ・タイムスリップ！大むかしのくらし（4月～5月） ・所蔵作品展 ・花の、のちを描く（4月～7月） ・小川香洋画展 ・長谷部真日本画展（4月～5月） ・原三溪に贈る展示（4月～3月） <講座等> ・企画展開催ワークショップ	・始業式・入学式
5月	・ブロック別子どもフェスティバル（5月～6月） ・グリーンFC岐阜と① ・高齢者と②	・初任者研修 ・2年目研修 ・3年目研修 ・4年目研修 ・5年目研修 ・12年目研修 ・特別支援教育コーディネーター担当者研修 ・ハートフルサポートー養成講座 ・新任主任研修 ・特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修 ・保健主事研修（保健主事会） ・講師研修 ・刊科主任研修 ・キャリア教育担当者研修 ・学校司書研修 ・誰もが笑しくなる学級づくり研修	・児童向け行事「おはなし会」 ・人体解剖会 ・生活デザイン＆ファッショントーク	・チャイルドフェア ・科学教室（5月～7月） ・サイエンス工房（5月～3月） ・児童クラブ（5月～7月）	<展覧会等> ・伊能大河回顧展（5月～7月） ・講座等> ・企画展開催講座 ・まちなか博士サポート講座（5月～6月） ・歴史講演会 ・子ども歴史講座（5月～12月） ・絵絵教室（5月～6月）	
6月	・子ども会育成連合会研修会 ・長良川みちくさせミ① ・いつだって一人じゃない① ・長良川みちくさせミ② ・サテライトわおん① ・長良川みちくさせミ③ ・親子で達目園植え② ・知りたいことやりたいこと①	・転入嘱託人権教育研修 ・初任者研修 ・4年目研修 ・12年目研修 ・生徒指導主事・教育相談担当者会員同研修 ・人権教育推進者研修 ・特別支援教育コーディネーター担当者研修 ・学校司書担当者研修 ・学生会議協議会委員研修 ・特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修 ・安全部衛生推進者研修 ・小学校教諭担当者研修 ・新任教務主任研修 ・延長教育研修	・児童向け行事「おはなし会」 ・司書能力向上研修 ・みんなの図書館シアター ・長良大学講座「朗読教室」	・岐阜科学塾（6月～2月） ・夏休み科学作品相談会（6月～8月） ・天文講習会 ・土曜特別授業（6月～7月） ・リフレッシュ理科教室	<展覧会等> ・三輪山奥長寺所蔵仏画展	
7月	・情報誌「e.g.g」夏号発行 ・いつだって一人じゃない② ・サテライトわおん② ・知りたいことやりたいこと② ・外国の文化に学ぶ① ・親子で伊良川遊び③ ・隣がいのある方③ ・災害援助自衛隊③ ・知りたいことやりたいこと③	・小学校教育課程研究協議会 ・中学校教育課程研究協議会 ・2年目研修 ・4年目研修 ・12年目研修 ・先駆的ための「そろばん教室」 ・転入嘱託特別支援教育研修 ・虐待防止研修 ・ハートフルサポートー養成講座 ・教務主任研修 ・宗教教育・学校栄養職員研修 ・特別支援学級・通級指導教室 ・学校司書担当者研修 ・情報主任研修 ・夏期研修講座 ・教師研修 ・中学校教諭教導部研修	・児童向け行事「おはなし会」 ・子ども司書養成講座 ・英語多読人間講座 ・中央図書館開館記念2周年事業 ・ビジネス支援セミナー	・夏の特別展「世界の恐竜ワールド2017」（7月～8月） ・夏期サイエンス工房 ・ブナタリウムショー	<展覧会等> ・Gifu信長展（7月～8月） ・望郷・鶴岡（7月～9月） ・田中吉文写真展（7月～8月） <講座等> ・特別展開催講演会（7月～8月） ・夏の子ども教室（7月～8月）	
8月	・警察官体験② ・知りたいことやりたいこと④ ・教靴講習③ ・知りたいことやりたいこと⑤ ・いつだって一人じゃない③ ・長良川いるさと体験キャラバン夏② ・長良川いるさと体験キャラバン夏② ・地域活動指導員研修会	・理研運動会研修 ・転入嘱託特別支援教育研修 ・初任者研修 ・2年目研修 ・新任者研修 ・子ども見守り活動推進者研修 ・新任教務主任研修 ・夏期研修講座 ・教師研修	・児童向け行事「おはなし会」 ・おとなの大文学 ・子ども司書養成講座 ・みんなの図書館シアター ・めさせ図書館マスター		<展覧会等> ・信長ゆかりの地を描く（8月～9月） <古文書入門（8月～9月） ・特別展開催講座 ・親子絵画教室	
9月	・いつだって一人じゃない④ ・カブト・クリスマス秘密② ・サテライトわおん④ ・知りたいことやりたいこと⑧	・初任者研修 ・特別支援教育コーディネーター担当者研修 ・ハートフルサポートー養成講座	・児童向け行事「おはなし会」 ・長良川大学講座 第37回文学セミナー「文學でさかのぼる岐阜 現代文學から中古文學まで」 ・おとなの大文学 ・子どもと本と遊ぶ日	・児童生徒科学作品展 ・児童生徒科学くふう展 ・未来の科学の夢絵画展 ・中秋の名月特別授業（9月～10月）	<展覧会等> ・イタリアの情景（9月～12月） ・松井卓・坪内健太郎二人展（9月～10月）	・卒業式
10月	・いつだって一人じゃない⑤ ・第1回運営委員会 ・サテライトわおん⑤ ・親子で達目園植え④ ・小さい子を楽しめよう④ ・いぬ・ねこ・ひとのきもち⑤ ・科学の秘密③	・初任者研修 ・6年目研修 ・小学校教諭主任研修 ・特別支援学級・通級指導教室 ・迷惑行為研修 ・小学校教諭担当者研修	・児童向け行事「おはなし会」 ・ぼくのわたしのショートショート発表会 ・おとなの大文学 ・人権イベント ・秋の読書週間実施イベント ・本を結ぶ岐阜児童文学展 ・まちライブラリアン森養成講座	・科学教室（10月～3月） ・児童クラブ（10月～3月） ・大人のためのサイエンス工房 ・天文講演会	<展覧会等> ・レオナルド×ミケランジェロ展（10月～11月） ・伊藤彰耳とほつ・とびの仲間たち（10月～12月） <講座等> ・特別展開催講演会 ・落語って面白い（10月～11月） ・版画教室（10月～11月）	・始業式
11月	・情報誌「e.g.g」秋号発行 ・第4回中青フェスティバル ・サテライトわおん⑥ ・いつだって一人じゃない⑥ ・先駆的支援者から学ぶ ・岐阜シャインと⑥	・初任者研修 ・3年目研修 ・教科別指導員研修 ・新任教務主任研修 ・ピアサポート研修	・生活デザイン＆ファッショントーク ・児童向け行事「おはなし会」 ・えほんフェスティバル ・おとなの大文学 ・人権イベント ・秋の読書週間実施イベント ・本を結ぶ岐阜児童文学展 ・まちライブラリアン森養成講座	・ぎふサイエンスフェスティバル2017	<講座等> ・岐阜提灯を作る	・市岐商デパート開催
12月	・いつだって一人じゃない⑦ ・みちくさセミ⑤ ・サテライトわおん⑦	・初任者研修 ・教科別指導員研修 ・新任教務主任研修 ・栄養教諭・学校栄養職員研修	・クリスマスマesse ・児童向け行事「おはなし会」 ・おとなの大文学	・サッカーボット製作教室 ・青少年のための科学の祭典2017 ・クリスマス特別授業 ・クリスマスコンサート	<博物館等> ・ちょっと昔の道具たち（12月～3月） ・所蔵作品展（12月～3月） ・野田龍二の世界（12月～3月）	・2年生中国研修旅行 ・2年生沖縄研修旅行
1月	・新年子ども大会	・初任者研修 ・12年目研修 ・教科別指導員研修 ・迷惑行為研修 ・保健主事研修（保健主事会） ・給食主任研修（給食主任会） ・ハートフルサポートー養成講座	・児童向け行事「おはなし会」 ・おとなの大文学 ・天体観望会 ・ビジネス支援セミナー ・作家と語ろう	・ロボカップジュニア岐阜ノード大会 ・家庭科学講座（1月～2月）	<講座等> ・岐阜和紙を作る（1月～3月）	
2月	・長良川いるさと体験キャラバン冬 ・情報誌「e.g.g」冬号発行 ・第2回運営委員会	・初任者研修 ・教科別指導員研修 ・新任教務主任研修 ・ハートフルサポートー養成講座 ・特別支援教育コーディネーター担当者研修 ・学校司書担当者研修 ・特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修	・児童向け行事「おはなし会」 ・おとなの大文学 ・蔵書点検（中央図書館ほか） ・作家と語ろう ・自分史講座 ・子どもと本と遊ぶ日 ・みんなの図書館シアター	・科学館協議会		
3月	・少年団体連絡協議会	・情報主任研修 ・小中学校司書担当者研修	・児童向け行事「おはなし会」 ・長良川大看板「説み山かせ祭り」 ・おとなの大文学		<展覧会等> ・タイムスリップ！大むかしのくらし（4月～5月） ・傍島幹司展	・卒業式 ・高校入試 ・終業式

8 教育委員会の附属機関

委員会名	所掌事務	委員定数	委員構成	任期	所管
岐阜市教育委員会指定管理者選定委員会	教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定に当たっての審査並びに指定管理者に関する事項についての調査及び審議	5人	経営分析に関する専門知識を有する者、施設利用団体代表、保護者	5年	教育政策課
岐阜市教育委員会指定管理者評価委員会	教育委員会が所管する公の施設の指定管理者による施設の管理運営状況の評価に当たっての審議	5人	経営分析に関する専門知識を有する者、施設利用団体代表、保護者	5年	教育政策課
岐阜市教育委員会事務点検評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に当たっての調査及び審議	3人	学識経験者	2年	教育政策課
岐阜市教育振興基本計画検討委員会	教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定による教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に関する事項についての調査及び審議	15人	学識経験者、保護者、校長会代表、企業・NPO法人代表、弁護士会代表	2年	教育政策課
岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会	市立の小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関する事項の調査及び審議	15人	学識経験者 市議会議員	1年	教育政策課
岐阜市就学指導委員会	児童及び生徒の障がいの区分及び程度の判断並びに就学すべき義務教育諸学校の決定に当たっての審査	30人	学識経験者、学校医・専門医、児童福祉関係、特別支援教育担当教諭、校長会代表等	翌年度末	学校指導課
岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会※1	いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査及び審議	5人	学識経験者、臨床心理士会代表、弁護士会代表、P T A連合会代表、教育委員会が適当と認める者	2年	学校指導課
岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会	岐阜市立小学校教科用図書及び岐阜市立中学校教科用図書採択に関する検討	13人	教育長、学識経験者、経済界代表、自治会代表、コミュニケーションスクール代表、P T A連合会代表、教育委員会事務局員等	2年	学校指導課
岐阜市学校給食研究委員会	岐阜市立学校の学校給食の実施（学校給食の献立作成を除く。）についての調査及び審議	15人	学識経験者、学校教育関係者	1年	学校保健課
岐阜市学校給食献立作成委員会	岐阜市立学校の学校給食の献立作成に当たっての審議	15人	関係行政機関職員、学校教育関係者、教育委員会職員	1年	学校保健課
岐阜市学校結核対策委員会	岐阜市立義務教育諸学校における結核対策についての調査及び審議	20人	学識経験者、関係行政機関職員、学校教育関係者	1年	学校保健課
岐阜市史編さん委員会	岐阜市史編さんの基本方針の策定及びその実施に関する事項についての調査及び審議	10人	各種団体推薦者 学識経験者、公募委員	翌年度末	社会教育課
岐阜市史編さん専門委員会	岐阜市史編さんに関する専門的な事項についての調査及び審議	12人	学識経験者	※2	社会教育課
史跡加納城跡整備委員会	史跡加納城跡の保存及び活用に関する事項についての調査及び審議	10人	学識経験者	翌年度末	社会教育課
史跡岐阜城跡整備委員会	史跡岐阜城跡の保存及び活用に関する事項についての調査及び審議	10人	学識経験者	翌年度末	社会教育課

委員会名	所掌事務	委員定数	委員構成	任期	所管
史跡岐阜城跡整備専門委員会	史跡岐阜城跡の保存及び活用に関する特定の事項についての調査及び審議	10人	学識経験者	翌年度末	社会教育課
岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査委員会	長良川鵜飼習俗に関する文化財の保存及び活用に関する事項についての調査及び審議	10人	学識経験者	翌年度末	社会教育課
岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査専門委員会	長良川鵜飼習俗に関する文化財の保存及び活用に関する特定の事項についての調査及び審議	15人	学識経験者	翌年度末	社会教育課
岐阜市長良川流域の文化的景観検討委員会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第134条第1項の規定による長良川流域の重要文化的景観の選定の申出並びにその保存及び活用に関する事項についての調査及び審議	20人	学識経験者、住民代表者	翌年度末	社会教育課
岐阜市社会教育委員会	社会教育に関する諸計画の立案並びに社会教育に関する事項についての調査及び研究	10人	学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者	2年	社会教育課
岐阜市文化財審議会	文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項についての調査及び審議	10人	学識経験者	2年	社会教育課
岐阜市公民館運営審議会	公民館における各種の事業の企画実施についての調査及び審議	150人 (50館) ※3	学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者	2年	社会教育課
岐阜市早田教育集会所運営審議会	集会所の行う各種事業の企画及び実施についての調査及び審議	10人	住民代表者、学識経験者、教育関係者	2年	社会教育課 (人権啓発センター)
岐阜市放課後チャイルドコミュニティ推進委員会	放課後チャイルドコミュニティ（放課後等に児童生徒が学校その他の場所で行う学習その他の活動を推進する事業をいう。）の実施に関する事項についての調査及び審議	12人	教育関係者、自治会役員、社会教育関係者、青少年育成関係者	年度末	青少年教育課
岐阜市少年自然の家運営審議会	自然の家の運営に関する事項についての審議	15人	市議会議員、学校教育関係者代表、社会教育関係者代表、学識経験者	2年	青少年教育課
岐阜市立図書館協議会	岐阜市立図書館の運営と図書館奉仕などについての調査及び審議	15人	学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、公募委員、その他教育委員会が適當と認める者	2年	図書館
岐阜市歴史博物館協議会	博物館の運営に関する事項についての審議	15人	市議会議員、学識経験者、校長会代表、公募委員等	2年	歴史博物館
岐阜市歴史博物館資料評価委員会	岐阜市歴史博物館において購入する資料についての審査	12人	学識経験者	2年	歴史博物館
岐阜市歴史博物館分館資料評価委員会	岐阜市歴史博物館分館において購入する資料についての審査	5人	学識経験者	2年	歴史博物館
岐阜市科学館協議会	科学館の運営に関する事項についての審議	10人	市議会議員、教育関係者、学識経験者、公募委員	2年	科学館
岐阜市青少年会館運営委員会	岐阜市青少年会館の運営に関する事項についての審議	11人	市議会議員、学識経験者、各種団体推薦者、公募委員	2年	中央青少年会館

委員会名	所掌事務	委員定数	委員構成	任期	所管
岐阜市スポーツ推進計画検討委員会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定によるスポーツ推進計画の策定及び推進に関する事項についての調査及び審議	15人	学識経験者、各種団体が推薦する者、関係行政機関職員、公募委員、学校教育関係者	2年	市民体育課

※1 平成25年6月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が公布され、同年9月に施行されました。法律の規定を受けて、岐阜市では、平成26年3月に、岐阜市におけるいじめの防止等のための対策を総合的、効果的に推進するための基本方針である、いじめ防止等対策推進条例（平成26年岐阜市条例第39号）を制定しました。この条例では、いじめの防止、早期発見、対処にかかる基本理念、市、学校、教職員の責務、いじめ防止等対策のための組織の設置について定めています。

※2 委嘱の日から市史編さんの事務が完了するときまで

※3 うち3名は兼務者